

令和 6 年度

高知県交通安全実施計画実績報告

高知県交通安全対策会議

目 次

体系表

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 1
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 4
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 5
- (4) 交通安全施設等整備事業の推進 10
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 14
- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 15
- (7) 無電柱化の推進 16
- (8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備 17
- (9) 効果的な交通規制の推進 18
- (10) 自転車利用環境の総合的整備 19
- (11) I T S の活用 21
- (12) 交通需要マネジメントの推進 22
- (13) 総合的な駐車対策の推進 23
- (14) 道路交通情報の充実 25
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 27

2 交通安全思想の普及と徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 29
- (2) 効果的な交通安全教育の推進 34
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 35
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 43
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 46

3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実 47
- (2) 運転免許制度の改善 51
- (3) 安全運転管理の推進 52
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 53
- (5) 交通労働災害の防止等 54
- (6) 道路交通に関連する情報の充実 55

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動車の検査及び点検整備の充実 56
- (2) 自転車の安全性の確保 57

5	道路交通秩序の維持	
(1)	交通の指導取締りの強化等	59
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	61
(3)	暴走族等対策の推進	63
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	66
(2)	救急医療体制の充実	69
(3)	救急医療機関の協力体制の確保等	71
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	無保険（無共済）車両対策の徹底	72
(2)	交通事故相談活動の推進	73
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	74
8	南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保	
(1)	災害に備えた道路交通環境の整備	76
(2)	災害に備えた交通安全情報の普及啓発	79

第2部 鉄道交通の安全

1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	81
(2)	運転保安設備等の整備	83
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	84
3	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	86
(2)	運転士の資質の保持	87
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	89
(4)	気象情報等の充実	90
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	92
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	93
(7)	計画運休への取組	94
4	鉄道車両の安全性の確保	95
5	救助・救急活動の充実	96
6	被害者支援の推進	98
7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	99

第3部 踏切道における交通の安全

1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	100
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	101
3	踏切道の統廃合の促進	102
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	103

体 系 表

柱	事業名	実施項目	実施機関		
I 道路交通の安全	1 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	地方整備局 県道路課	県警交通指導課 県都市計画課	県警交通規制課
		(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	地方整備局	県警交通規制課	
		(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路(株)
		(4) 交通安全施設等整備事業の推進	地方整備局	県警交通規制課	県道路課
		(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	県交通運輸政策課		
		(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	地方整備局 県都市計画課	県警交通規制課	県道路課
		(7) 無電柱化の推進	地方整備局	県道路課	県都市計画課
		(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	県港湾・海岸課		
		(9) 効果的な交通規制の推進	県警交通規制課		
		(10) 自転車利用環境の総合的整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県県民生活課
		(11) I T Sの活用	県警交通規制課		
		(12) 交通需要マネジメントの推進	地方整備局	県交通運輸政策課	
		(13) 総合的な駐車対策の推進	運輸局 県警交通規制課	県警交通企画課	県警交通指導課
		(14) 道路交通情報の充実	地方整備局 県道路課	総合通信局	県警交通規制課
		(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)	県子ども家庭課
	2 交通安全思想の普及と徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	県教委学校安全対策課 県長寿社会課	県教委幼保支援課 県障害福祉課	県警交通企画課 県県民生活課
		(2) 効果的な交通安全教育の推進	県警交通企画課	県県民生活課	
		(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	県警交通企画課 県障害福祉課	県教委学校安全対策課 県県民生活課	県広報広聴課 西日本高速道路(株)
		(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	運輸局	県警交通企画課	県県民生活課
		(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	県県民生活課		
	3 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実	県警交通企画課 県交通運輸政策課	県警運転免許センター	県県民生活課
		(2) 運転免許制度の改善	県警運転免許センター		
		(3) 安全運転管理の推進	県警交通企画課		
		(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	運輸局		
		(5) 交通労働災害の防止等	労働局		
		(6) 道路交通に関連する情報の充実	気象台	県消防政策課	
	4 車両の安全性の確保	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	運輸局		
		(2) 自転車の安全性の確保	県教委学校安全対策課	県警交通企画課	県県民生活課

体 系 表

柱	事業名	実施項目	実施機関		
I	5 秩序道の路 維持交通	(1) 交通の指導取締りの強化等	県警交通指導課	県警高速道路交通警察隊	西日本高速道路(株)
		(2) 交通事故事件等に係る適正かつ 緻密な捜査の一層の推進	県警交通指導課		
		(3) 暴走族等対策の推進	運輸局 県教委学校安全対策課	県警交通指導課	県県民生活課
	6 活動の救 助・充実・救急	(1) 救助・救急体制の整備	県警交通企画課 県消防政策課 西日本高速道路(株)	県警運転免許センター 県保健政策課	県教委学校安全対策課 県医療政策課
		(2) 救急医療体制の充実	県保健政策課	県医療政策課	
		(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	県警交通企画課	県消防政策課	県医療政策課
	7 の被害者 充実と推 進支援	(1) 無保険(無共済)車両対策の徹底	運輸局	県警交通企画課	
		(2) 交通事故相談活動の推進	県県民生活課		
		(3) 交通事故被害者支援の充実強化	運輸局	県警交通指導課	県県民生活課
	8 南海トラフ 地震などの災 害に備えた道 路交通の安全 の確保	(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)	県南海トラフ地震対策課
		(2) 災害に備えた交通安全情報の 普及啓発	総合通信局 県県民生活課	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)
II	1 鉄道交通 環境の整備	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(2) 運転保安設備等の整備	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	とさでん交通(株)
	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	3 鉄道 の安全な 運行の 確保	(1) 保安監査の実施	運輸局		
		(2) 運転士の資質の保持	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(3) 安全上のトラブル情報の 共有・活用	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(4) 気象情報等の充実	気象台 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(5) 大規模な事故等が発生した場合 の適切な対応	運輸局		
		(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	運輸局		
		(7) 計画運休への取組	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	4 鉄道車両の安全性の確保		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	5 救助・救急活動の充実		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株) 県消防政策課	土佐くろしお鉄道(株) 県医療政策課
	6 被害者支援の推進		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
	7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
III	踏切道に おける交 通の安全	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の 整備の促進	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		3 踏切道の統廃合の促進	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)

第 1 部

道路交通の安全

第 1 部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	機関名	地方整備局
ア 生活道路における交通安全対策の推進		県警交通指導課
イ 通学路等の歩道整備等の推進		県警交通規制課
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		県道路課 県都市計画課
実績		
ア 生活道路における交通安全対策の推進 (地方整備局) ・対策エリアの計画策定に関する支援を実施 (県警交通指導課) ・人に優しい交通環境の確立を目的とした交通指導取締り ⇒歩行者等が交通事故被害者となる交差点関連違反に重点を置いた指導取締りを実施した結果、信号無視 3,701 件（前年度比－780 件）、歩行者妨害等 1,380 件（前年度比＋205 件）、一時不停止 10,686 件（前年度比＋138 件）、合計 15,767 件（前年度比－437 件）を検挙 ・悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反取締り ⇒違法駐車実態や取締り要望等を踏まえて策定している「駐車監視員取締り活動ガイドライン」の重点地区を中心に、悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反の取締りを実施 ・駐車監視員の効果的運用 ⇒違法駐車実態の多い土・日曜日に、警察官及び駐車監視員による巡回をシフトして違法駐車排除にむけた効果的な活動を実施した結果、土・日曜日の放置違反車両確認件数は、全取付け件数の 41.2%に当たる 1,000 件を確認し、休日の違法駐車対策に相当の効果が認められた (県警交通規制課) ・ゾーン 30 に物理的デバイスを組合わせた「ゾーン 30 プラス」の整備を推進し、速度抑制や通過交通の抑制・排除等に重点を置いた「人にやさしい歩行空間」を確保するための安全対策を推進 ・生活道路における信号灯器を LED 化するとともに、道路標識等の高輝度化を実施		
イ 通学路等の歩道整備等の推進 (地方整備局) ・「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」第 3 条に基づき通学路指定されている 15 箇所で歩道及び自転車歩行者道の整備及び計画推進を図った ⇒国道 33 号 日下歩道、岩目地歩道 ⇒国道 55 号 川北自歩道、吉良川歩道、吉良川大橋側道橋 ⇒国道 56 号 蓮池交差点改良、北地歩道、久礼歩道、 下呉地歩道、拳ノ川歩道、磯ノ川歩道、押ノ川歩道、灘歩道、具同歩道 (県道路課) ・通学路交通安全プログラムに位置付けられた交通安全対策を実施（39 箇所） ・その他の交通安全対策事業により歩道及び自転車歩行者道等を整備（11 箇所） (県都市計画課)		

- ・（都）朝倉駅針木線（中工区・北工区）、（都）高知南国線（篠原工区）、（都）はりまや町一宮線（はりまや工区）、（都）旭駅城山町線（旭町工区）、（都）右山角崎線の事業進捗を図った

※（都）…都市計画道路

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

（地方整備局）

- ・上記イと同じ

（県警交通規制課）

- ・上記アに同じ

- ・高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全・安心に参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機及び道路管理者と連携したエスコートゾーンの整備を推進

（県道路課）

- ・交通安全対策事業により、歩道の新設や道幅の狭い歩道の拡幅を実施

（県都市計画課）

- ・前述イに同じ

成果、課題及び改善点

ア 生活道路における交通安全対策の推進

(地方整備局)

- ・課題等なし

(県警交通指導課)

- ・交差点関連違反に重点を置いた指導取締り及び歩行空間を確保するための違法駐車対策により、人に優しい交通環境の確立に一定の効果は認められたが、今後も継続が必要

(県警交通規制課)

- ・更なる整備については、関係自治体や住民の理解と協力が必要

イ 通学路等の歩道整備等の確保

(地方整備局)

- ・課題等なし

(県道路課)

- ・通学路の歩道整備については、道路改築及び交通安全施設整備として整備を実施中
- ・歩道整備の困難な箇所においては、路肩のカラー舗装化や防護柵の設置等を検討

(県都市計画課)

- ・(都) はりまや町一宮線(はりまや工区)について、4車線化供用に伴い両側歩道が確保され、通学路区間の一部の歩道整備が完成。今後も、施工中の工区の早期完成に向けて事業の進捗を図る。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(地方整備局)

- ・課題等なし

(県警交通規制課)

- ・視覚障害者用付加装置の運用時間や音量等について付近住民の理解や調整が必要であり、新規設置場所の検討が課題

(県道路課)

- ・公共施設や福祉施設、学校の周辺の道路や、市街地の幹線道路等において、交通安全事業により歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある

(県都市計画課)

- ・前述イに同じ

第 1 部 道路交通安全の安全		
1 道路交通環境の整備		
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	機関名	地方整備局 県警交通規制課
実績		
(地方整備局) ・ 整備箇所 ⇒高知東部自動車道、阿南安芸自動車道 ⇒板木野防災、越知道路（ 2 工区） ⇒窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路 (県警交通規制課) ・ 高知東部自動車道の延伸（高知龍馬空港 IC から香南のいち IC 間）に伴う自動車専用道路の指定及び高速道路等と並行する国道及びその周辺道路において交通実態に即した交通規制等となるよう規制や信号制御等の見直しを実施		
成果、課題及び改善点		
(地方整備局) ・ 課題等なし (県警交通規制課) ・ 課題等なし		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県警高速道路交通警察隊 県道路課 県都市計画課 西日本高速道路（株）
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進		
イ 事故危険箇所対策の推進		
ウ 幹線道路における交通規制		
エ 重大事故の再発防止		
オ 適切に機能分担された道路網の整備		
カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進		
キ 道路の改築等による交通事故対策の推進		
ク 交通安全施設等の高度化		
実績		
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 （地方整備局） ・令和6年度当初時点で、対策未完了（事業中、対策済（効果検証中）を含む）の224区間について、対策（案）を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中 ⇒国道33号 旭町交差点改良、日下歩道、川内ヶ谷橋視距改良、引地橋側道橋、岩目地歩道 ⇒国道55号 川北自歩道、吉良川歩道、吉良川大橋側道橋 ⇒国道56号 百石自転車通行環境、百石西交差点改良、石立交差点改良、蓮池交差点改良、朝倉甲交差点改良、北地歩道、久礼歩道、下呉地歩道、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、磯ノ川歩道、押ノ川歩道、灘歩道、具同歩道を整備促進中		
イ 事故危険箇所対策の推進 （地方整備局） ・令和6年度当初時点で、対策未完了（効果検証中を含む）の2箇所について、対策（案）を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中 （県警交通規制課） ・信号灯器のLED化や道路標識等の高輝度化を推進し、視認性の向上により事故抑止を図った （県道路課） ・通学路の歩道整備については、道路改築及び交通安全施設整備として整備中 ・歩道整備の困難な箇所においては、路肩のカラー舗装化や防護柵の設置等の検討をしていく （県都市計画課） ・実績なし		
ウ 幹線道路における交通規制 （地方整備局） ・実績なし （県警交通規制課） ・交通の状況、交通事故の発生状況、地域住民の意見等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう最高速度規制を含めた規制の見直しの検討を実施 ⇒信号周期の見直し		

高知市春野町高樋川・高知市はりまや町・高知市棧橋通・南国市大埴交差点
⇒サブエリアの信号周期調整

高知市五台山高知南 IC 付近の交差点
(西日本高速道路 (株))

- ・高知自動車道 暫定 2 車線区間 (高知 IC～須崎東 IC 間) において、舗装補修・構造物点検等の維持修繕作業のため、夜間通行止め (春季夜間・秋季夜間) を実施
- ・高知自動車道 暫定 2 車線区間 (高知 IC～須崎東 IC 間) において、標識の視認性の向上に向けた標識取替工事のため、夜間通行止め (春季夜間・秋季夜間) を実施
- ・工事の集約を行うことで、片側交互交通規制を削減し、交通安全を確保

エ 重大事故の再発防止

(地方整備局)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故 (死亡事故等) が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察共同で現地調査を行い、再発防止策の検討を実施

(県道路課)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故 (死亡事故等) が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察が共同で現地調査を行い、簡易対策については短期間で実施し、重大事故の再発防止を図る

オ 適切に機能分担された道路網の整備

(地方整備局)

- ・整備箇所
⇒高知東部自動車道、阿南安芸自動車道
⇒板木野防災、高知西バイパス、越知道路 (2 工区)
⇒窪川佐賀道路、中村宿毛道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路

- ・歩道、自歩道整備等

(県道路課)

- ・バイパス整備を実施
- ・交通安全事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備 (50 箇所)

(県都市計画課)

- ・国道 195 号のバイパス機能を有する (都) 高知南国線 (篠原工区) の事業進捗を図った

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(地方整備局)

- ・反射板の設置等、交通安全施設の整備を進めた

(県警高速道路交通警察隊)

- ・道路管理者に対して、対面通行区間におけるワイヤー式防護柵について、トンネル、橋梁等未設置区間への設置を申し入れ、設置が進んだ。逆走、歩行者及び自転車等の立入事案防止のための警戒標識・道路標示等の整備を申し入れ、設置が進んだ
- ・高速道路利用者に対して、サービスエリア等において、交通事故に直結するおそれのある、あおり運転の禁止及びあおり運転に遭遇した際の対処方法について広報啓発活動を実施

- ・運転手に注意喚起を促すために、白黒パトカーの赤色灯を点灯させた機動警らや駐留監視等の見せる活動を実施
- ・ラジオ放送において、道路交通情報提供及び交通安全広報啓発を実施
- ・交通事故多発地点における、原因と対策について、道路管理者と検討会を実施
(西日本高速道路(株))
- ・以下のとおり事故防止対策を推進
 - ⇒完成4車線区間 舗装補修工事(約1.4km)
 - ⇒暫定2車線区間 舗装補修工事(約1.1km)
 - ⇒完成4車線区間 路面標示工事(約1.4km)
 - ⇒暫定2車線区間 路面標示工事(約6.5km)

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(地方整備局)

- ・上記オと同じ

(県道路課)

- ・上記オと同じ

(県都市計画課)

- ・(都)朝倉駅針木線(中工区・北工区)、(都)高知南国線(篠原工区)、(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都)旭駅城山町線(旭町工区)、(都)右山角崎線の事業進捗を図った

ク 交通安全施設等の高度化

(地方整備局)

- ・道路標識の高輝度化や高視認性区画線等の整備、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト(地点標)の整備を実施

(県警交通規制課)

- ・道路標識・標示の高輝度化及び信号灯器のLED化により視認性を向上
- ・信号誤認による事故抑止、混雑緩和目的の視角制限付信号機の整備を図った

成果、課題及び改善点
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 （地方整備局） ・令和6年度から新たに、灘歩道に着手 イ 事故危険箇所対策の推進 （地方整備局） ・令和6年度は路面標示による対策を実施 （県警交通規制課） ・公安委員会（県警）単独の対策は完了 （県道路課） ・事故危険箇所における未対策箇所について、引き続き対策を実施 ・事故防止対策後のフォローアップ調査を実施 （県都市計画課） ・街路事業実施予定箇所に事故危険区間が追加された場合には、当事業により改築を行う ウ 幹線道路における交通規制 （県警交通規制課） ・視認性向上のための信号灯器のLED化を更に推進 （西日本高速道路（株）） ・夜間通行止めを行い工事の集約を行うことで、片側交互交通規制を削減し、交通安全を確保 エ 重大事故の再発防止 （地方整備局） ・社会的に大きな影響を与える重大事故（死亡事故等）が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について調査を行い、簡易に対策できるものから早期に対策を実施する必要あり （県道路課） ・上記イと同じ オ 適切に機能分担された道路網の整備 （地方整備局） ・交通事故の多発等を防止し、交通渋滞の解消を図ることにより、安全かつ円滑・快適な交通を確保するための、バイパス整備、交差点改良等の整備を推進する必要性あり ・交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策の必要性あり ・幅員狭隘等による事故発生の危険性が高い箇所の存在あり （県道路課） ・引き続きバイパス整備を実施 ・引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備 （県都市計画課） ・国道195号のバイパス機能を有する（都）高知南国線（篠原工区）において、引続き早期完成に向けて事業の進捗を図る

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(地方整備局)

- ・交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設の整備を計画的に進める
- (県警高速道路交通警察隊)
- ・道路管理者への申し入れにより、ワイヤー式防護柵の整備が進み、トンネル、橋梁区間以外は設置が完了。なお橋梁等設置不能区間における対向割れ事故防止対策の要請が必要。
 - ・道路管理者への申し入れにより、逆走、立入事案防止のための警戒標識等の整備が進んだが、引き続き設置申し入れを継続。また、パトカーによる警ら活動を強化し、逆走車、立入者の交通事故発生前の早期排除に努める。
 - ・あおり運転の代表的違反である「車間距離不保持」については、重大事故発生に直結するおそれが高いことから、県警へりとの空陸一体となった合同取締りを計画するとともに、広報啓発活動の実施、高速道路利用者の緊張感保持のためパトカーを見せる活動を推進。
 - ・引き続き、高速道路利用者の安全性・利便性の向上を図るための交通情報提供を行う
- (西日本高速道路(株))
- ・舗装補修工事及び路面標示工事を実施した。引き続き 100%の安全・安心を追求し、継続的な事故防止対策を実施

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(地方整備局)

⇒高知東部自動車道、阿南安芸自動車道

⇒板木野防災、越知道路(2工区)

⇒窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路を推進中

(県道路課)

- ・上記オと同じ

(県都市計画課)

- ・(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)については、事業の進捗を図り4車線化の供用を図った。他工区についても引続き早期完成に向けて事業の進捗を図る。

ク 交通安全施設等の高度化

(地方整備局)

- ・事故危険区間等での積極的な実施及び効果検証等が必要

(県警交通規制課)

- ・課題等なし

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県道路課
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理		
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		
ウ 幹線道路対策の推進		
エ 交通円滑化対策の推進		
オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現		
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進		
キ 道路交通環境連絡協議会等の活用		
実績		
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 (地方整備局) ・交通安全施設の更新等を実施 (県警交通規制課) ・信号制御機を81基更新 ・老朽化による信号柱2本建替を実施 ・信号灯器のLED化を実施 ・老朽化した道路標識や摩耗した道路標示の更新を実施		
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (地方整備局) ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進として、歩行空間等の整備について、16箇所を整備及び計画の推進を図った ⇒国道33号 旭町交差点改良、日下歩道、引地橋側道橋、岩目地歩道 ⇒国道55号 川北自歩道、吉良川歩道 ⇒国道56号 蓮池交差点改良、朝倉甲交差点改良、北地歩道、久礼歩道、下呉地歩道、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、磯ノ川歩道、押ノ川歩道、灘歩道 (県警交通規制課) ・生活道路における「人にやさしい歩行空間」の推進の一つとして、「ゾーン30プラス」の整備に向けた関係者協議を行った (県道路課) ・交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等の整備(50箇所)		
ウ 幹線道路対策の推進 (地方整備局) ・事故ゼロプラン、事故危険箇所の残区間において、対策(案)を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中 (県警交通規制課) ・道路管理者と連携し道路改良や交差点形状の見直しに伴い、4交差点の信号柱を移設		

(県道路課)

- ・事故危険箇所の対策を推進

エ 交通円滑化対策の推進

(地方整備局)

- ・交差点改良等の渋滞対策等による交通の円滑化を推進中

(県警交通規制課)

- ・信号機を 1 基新設(南国市)
- ・必要性の低下した信号機を 3 基廃止
- ・信号制御機を 81 基更新

オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(県警交通規制課)

- ・信号機の集中化を実施
- ・光ビーコンの高度化を実施

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(地方整備局)

- ・「道の相談室」「標識意見箱」「道路緊急ダイヤル（#9910）」等を参考とし、その意見を道路整備に反映する様に努めた

(県警交通規制課)

- ・信号機 BOX や標識 BOX、警察署等への通報等により得られた住民からの要望を検討し、改善の必要性が認められる要望を交通規制等に反映

(県道路課)

- ・「道の相談室」や「知事へのメール（手紙）」、「通学路点検」、相談電話（県民の声）を参考とし、その意見を道路整備に反映するよう努めた

キ 道路交通環境連絡協議会等の活用

(県道路課)

- ・高知県道路交通環境連絡協議会において、事故危険箇所等での対策状況のフォローアップや交通安全施策の実施について、学識経験者のアドバイスを受けながら行うことでの確かつ着実な道路交通環境の実現を図った

成果、課題及び改善点
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 (地方整備局) ・課題等なし (県警交通規制課) ・信号機、交通情報板等の端末装置については、製造後 19 年経過したものを更新対象としており、老朽化した機器については機能低下や故障など深刻な問題が懸念されるため、更新等の維持管理について計画的に実施する必要がある ・交通環境に合わせた規制となるよう都度見直すとともに、必要性の低下した規制の廃止や不要な標識の撤去を推進する必要がある イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (地方整備局) ・令和 6 年度から新たに、灘歩道に着手 (県警交通規制課) ・道路管理者と連携を図り、自転車道、自転車専用通行帯、普通自転車歩道通行部分の指定等の対策を実施し、歩行者と自転車の分離を図り安全な通行空間を確保するとともに、歩行空間のバリアフリー化を図る必要がある (県道路課) ・引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備 ウ 幹線道路対策の推進 (地方整備局) ・引き続き対策箇所において、フォローアップ調査を継続する必要あり (県警交通規制課) ・幹線道路において、付近のバイパス道路や自動車専用道路の開通による交通流の変化を定期的に把握し、その変化に応じた信号制御を行うため、集中制御化、系統化、半感应化等の信号機の高度化や信号周期の見直しを図る必要あり (県道路課) ・事故危険箇所における未対策箇所について、引き続き対策を実施 ・事故防止対策後のフォローアップ調査の実施 エ 交通円滑化対策の推進 (地方整備局) ・課題等なし (県警交通規制課) ・道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通安全施設の設置を検討し、交通の安全と円滑化を図る必要あり ・現在の交通状況等を把握し、信号周期の見直しや必要性の低下した信号機の廃止等を検討 オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 (県警交通規制課)

- ・交通に関する情報の収集、分析及び信号機の操作、交通情報板による交通情報の提供、その他の道路における交通規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る必要あり
- ・交通流の変化にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を図る必要あり

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(地方整備局)

- ・「道の相談室」「標識意見箱」「道路緊急ダイヤル（#9910）」等を活用し、その意見を道路整備に反映する様に努める

(県警交通規制課)

- ・引き続き、住民からの要望を検討し交通規制等の改善に努める

(県道路課)

- ・「道の相談室」や「知事へのメール（手紙）」、「通学路点検」、相談電話（県民の声）を参考とし、その意見を道路整備に反映するよう努めた

キ 道路交通環境連絡協議会等の活用

(県道路課)

- ・引き続き、高知県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し安全な道路交通環境の実現を図る

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	機関名	県交通運輸政策課
実績		
(県交通運輸政策課) ○市町村等の地域公共交通計画の策定及び計画に掲げる取り組みを支援 ⇒計画策定済み・計画に掲げる取り組み実施市町村数・・・23市町		
成果、課題及び改善点		
(県交通運輸政策課) ○成果 ・市町村の地域公共交通計画の策定及び計画に掲げる取り組みが進み、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入や維持が図られた ○課題 ・地域公共交通計画の策定や同計画に基づく取組を実施するための財源		

第1部 道路交通安全の安全		
1 道路交通環境の整備		
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	機関名	地方整備局
		県警交通規制課 県道路課 県都市計画課
実績		
(地方整備局) ・実績なし (県警交通規制課) ・信号灯器のLED化を実施 ・視覚障害者用付加装置の更新1基を実施 (県道路課) ・交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備 (県都市計画課) ・歩道整備や段差・傾きの解消 (都)朝倉駅針木線(中工区)、(都)高知南国線(篠原工区)、(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都)旭駅城山町線(旭町工区)の事業進捗を図った		
成果、課題及び改善点		
(地方整備局) ・課題等なし (県警交通規制課) ・視覚障害者用付加装置の設置には付近住民との合意形成や調整が課題 (県道路課) ・引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備 (県都市計画課) ・(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)について、4車線化および両側歩道の供用を図り、通学路の幅員を確保した。今後も、施工中の工区の早期完成に向けて事業の進捗を図る。		

第 1 部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(7) 無電柱化の推進	機関名	地方整備局
		県道路課 県都市計画課
実績		
(地方整備局) ・ 国道 56 号 高知市棧橋通 3 丁目～北高見町 (工事推進) (県道路課) ・ 関係事業者 (電線管理者) との調整を実施 (県都市計画課) ・ (都) はりまや町一宮線 (はりまや工区)、 (都) 旭駅城山町線 (旭町工区) において、無電柱化工事の進捗を図った		
成果、課題及び改善点		
(地方整備局) ・ 課題等なし (県道路課) ・ 国土交通省が発信するコスト削減の取組、スピードアップの取組等を参考に適切な工法・整備手法を検討し、事業を推進していく (県都市計画課) ・ (都) はりまや町一宮線 (はりまや工区) は 7 年度中の完成予定。 (都) 旭駅城山町線 (旭町工区) においても、早期完成に向けて事業の進捗を図る		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	機関名	県港湾・海岸課
ア 臨港道路の整備		
実績		
(県港湾・海岸課) ・臨港道路へ照明灯を設置 ⇒高知港:10基、須崎港:10基、宿毛湾港:57基		
成果、課題及び改善点		
(県港湾・海岸課) ・課題等なし		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(9) 効果的な交通規制の推進	機関名	県警交通規制課
実績		
(県警交通規制課) ・地域の特性に応じた交通規制 地域住民等の要望を基に交通流等の現地調査等行い、交通事故の発生状況や規制の必要性、妥当性の検討を行った ・安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 事故分析により得られた事故要因の解消に向けた信号周期の変更等を行った ・持続可能な交通規制 交通環境に実態に合わない規制や、必要性の低下した規制について廃止を含めた見直しを実施し、持続可能な交通規制を推進		
成果、課題及び改善点		
(県警交通規制課) ・規制の改廃等には地元住民との合意形成や調整が課題 ・新規の規制の実施については必要性等について十分な検討が必要		

第 1 部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(10) 自転車利用環境の総合的整備	機関名	地方整備局
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備		県警交通規制課
イ 自転車等の駐車対策の推進		県県民生活課 県道路課 県都市計画課
実績		
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 (地方整備局) ・実績なし (県警交通規制課) ・自転車通行空間の見直しを行い、普通自転車歩道通行可規制を廃止するとともに、自転車横断帯を廃止 (県道路課) ・令和 6 年度は計画なし (県都市計画課) ・市町から新たなコミュニティサイクルなどの自転車利用促進の要望があれば支援を実施		
イ 自転車等の駐車対策の推進 (地方整備局) ・年 2 回の放置自転車の取り締まりを実施 (県県民生活課) ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン（5 月）を実施 ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施（各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター：800 部） ・RKC ラジオにて自転車の安全利用について呼びかけ（5/7） ・テレビ CM やデジタルサイネージを活用した広報活動の実施 自転車マナーアップキャンペーン（5 月）期間中に自転車の安全利用啓発の動画を放映 ⇒テレビ CM：期間中再生回数 60 回 ⇒デジタルサイネージ：期間中再生回数 6,076 回 (県都市計画課) ・市町から新たな駐輪場整備についての相談があれば支援を実施		

成果、課題及び改善点
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 （地方整備局） ・ 課題等なし （県警交通規制課） ・ 普通自転車歩道通行可 8 区間廃止 ・ 自転車横断帯 22 か所廃止 （県道路課） ・ 令和 6 年度は計画なし （県都市計画課） ・ 実績なし イ 自転車等の駐車対策の推進 （地方整備局） ・ 課題等なし （県県民生活課） ・ デジタルサイネージ等を活用した広報啓発活動を実施するなど、自転車マナーの向上について引き続き注意喚起を行う （県都市計画課） ・ 実績なし

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(11) ITS の活用	機関名	県警交通規制課
ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進		
実績		
ア 道路交通情報通信システムの整備 (県警交通規制課) ・車両感知器を更新整備		
イ 新交通管理システムの推進 (県警交通規制課) ・光ビーコンを更新整備		
成果、課題及び改善点		
ア 道路交通情報通信システムの整備 (県警交通規制課) ・安全で円滑な道路交通を確保するため、従前の設備の維持とリアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS の整備・拡充の推進及び高精度な情報提供の充実を図る必要あり		
イ 新交通管理システムの推進 (県警交通規制課) ・高度化された交通管制を中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの更新整備等を推進する必要あり		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(12) 交通需要マネジメントの推進	機関名	地方整備局
ア 公共交通機関利用の促進		県交通運輸政策課
実績		
(地方整備局) ・実績なし (県交通運輸政策課) ・利便性の向上、効率化により利用者増 ⇒「キャッシュレス決済」、「バスロケーションシステム」の導入を支援 宿毛市、佐川町への「バスロケーションシステム」の導入を支援 ・高齢者や障がい者への配慮（利用しやすい環境づくり） ⇒路線バスの低床車両の導入を支援 県交北部交通：2台、西南交通：1台、黒岩観光：1台、土佐市観光：1台 ⇒路線バスの低床化を図るためステップ取付を支援 高陵交通3台 ・広報・啓発活動による県民の意識醸成 ⇒小学生向けのパンフレット等を配布 ⇒県民の行動変容を促し、多くの県民に公共交通を利用してもらえるようなプロモーション活動を実施 ・子ども絵画、表彰を実施 ⇒応募作品数 計71点		
成果、課題及び改善点		
(地方整備局) ・課題等なし (県交通運輸政策課) ・成果 ⇒「バスロケーションシステム」の導入によってリアルタイムでバスの位置情報を確認できるようになり、公共交通の利便性が向上 ⇒路線バスの低床車両導入が進み、乗客が利用しやすい環境づくりに寄与		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(13) 総合的な駐車対策の推進	機関名	運輸局 県警交通企画課 県警交通指導課 県警交通規制課
ア きめ細かな駐車規制の推進		
イ 違法駐車対策の推進		
ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚		
エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進		
実績		
ア きめ細かな駐車規制の推進 (運輸局) ・関係団体による自主的な取組について、機会を捉えて実施要請を行った (県警交通規制課) ・駐車禁止区間を2区間新設、3区間廃止 ・駐車禁止標識を補修、高輝度化		
イ 違法駐車対策の推進 (県警交通指導課) ・悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反取締り 交差点内や曲がり角付近など悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反取締りを実施した結果、「放置車両確認標章」を2,428件(前年比+183件)貼付しており、うち約94.0%に当たる2,283件は高知市内における違反であった ・駐車監視員の効果的運用 違法駐車実態の多い土・日曜日に、警察官及び駐車監視員による巡回を強化して違法駐車の排除にむけた効果的な活動を実施した結果、土・日曜日の放置違反車両確認件数は、全件数の41.2%に当たる1,000件で、休日の違法駐車対策に相当の効果が認められた ・放置違反金の徴収対策 未徴収案件について、督促状を計画的に発送して使用者責任の追及を徹底するとともに、放置違反金滞納者宅訪問や差押えの通知等、徴収事務の強化を図った結果、令和5年度末までの未納分を全て徴収するなど、高い徴収率を維持		
ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (県警交通企画課) ・ラジオ、ホームページ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施		
エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (県警交通規制課) ・駐車禁止区間を2区間新設、3区間廃止 ・駐車禁止標識を補修、高輝度化		

成果、課題及び改善点
ア きめ細かな駐車規制の推進 (運輸局) ・業界の自助努力により違法駐車禁止場所での客待ち車両は減っているが、未だに守れていない車両があるため、今後も関係団体に対する要請を続けることとしたい (県警交通規制課) ・交通実態に応じた規制の見直しが必要 ・駐車標識の補修等を順次実施していく必要あり イ 違法駐車対策の推進 (県警交通指導課) ・駐車監視員の効果的な運用 ⇒違法駐車実態を反映し、地域住民の意見・要望を踏まえたガイドラインに沿ったメリハリのあつた放置車両確認事務に努めた ⇒特に、日曜市が開催される高知市追手筋周辺では、買物（観光）客による放置駐車が問題となっているほか、追手筋周辺に設置した時間制限の駐車可区間に対し、駐車可時間外及び区間外の違法駐車車両に対する苦情が多く寄せられていることから、駐車監視員の巡回を重点的に行うことにより一定の成果を上げている ⇒また、J R 高知駅利用者による駅周辺の違法駐車に対し、駅周辺の巡回を強化した結果、令和6年度中 181 件（前年比＋8 件）の放置駐車車両を取締り、駅周辺における交通の妨害となる違法駐車 of 積極的な排除に取り組んだ結果、前年と比較して大幅な違法駐車 of 減少に繋がつた ・放置違反金の徴収対策 ⇒督促状発送時の電話による連絡、催促通知書の発送回数を増やすなど、使用者責任の追及を徹底し、放置違反金滞納者宅の訪問や差押えの通知等、徴収事務の強化を図るなど、適宜、徴収に務めている ・悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車 of 取締り強化 ⇒放置駐車に対する法制はある程度周知され、違法駐車は減少傾向にあるが、円滑で適正な交通流を確保するため、悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向し、継続的な取締りをする必要あり ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (県警交通企画課) ・更なる気運の醸成・高揚のため、引き続き、企業等への交通安全講話、安全運転管理者等法定講習をはじめとした各署講習を通じて、広報啓発を継続していく必要あり エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (県警交通規制課) ・道路管理者と連携した駐車環境の整備が必要

第 1 部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(14) 道路交通情報の充実	機関名	地方整備局
ア 情報収集・提供体制の充実		総合通信局
イ ITS を活用した道路交通情報の高度化		県警交通規制課
ウ 分かりやすい道路交通環境の確保		県道路課
実績		
ア 情報収集・提供体制の充実 (地方整備局) ・ CCTV ⇒新設 4 基（土佐）：南国安芸道路 4 基 ⇒更新 0 基（土佐） ・ 道路情報板 ⇒新設 3 基（土佐）：南国安芸道路 3 基 ⇒更新 6 基（土佐）：国道 32 号 3 基、国道 33 号 2 基、国道 56 号 1 基 (総合通信局) ・ コミュニティ放送局の新たな開設なし (県警交通規制課) ・ 車両感知器の整備、更新 ・ 光ビーコンの高度化を実施 (県道路課) ・ 異常気象時に災害発生の懸念される区間において、通信状況を考慮しながら配備を進めていく		
イ ITS を活用した道路交通情報の高度化 (地方整備局) ・ 実績なし (総合通信局) ・ 高度道路交通システム(ITS)では、V2X (Vehicle to everything) システムを導入するため、5.9GHz 帯の一部 (5888～5925MHz) を利用している放送事業用無線局の周波数移行方策を検討、また、5.9GHz 帯 V2X システムの隣接システム等との周波数共用検討や実証実験等が早期に可能となるよう環境整備を実施 (県警交通規制課) ・ 光ビーコンの高度化を実施		
ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 (県警交通規制課) ・ 道路標識・標示の高輝度化を推進 ・ 信号灯器の LED 化を実施		

成果、課題及び改善点

ア 情報収集・提供体制の充実

(地方整備局)

- ・災害発生時にも、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進
- ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間において、道路情報板及び CCTV の設置を促進

⇒県下・・・直轄：情報板 99 基、CCTV 469 基

土佐：情報板 74 基、CCTV 338 基

中村：情報板 28 基、CCTV 135 基

- ・情報提供方法の IT 化による、発信情報の迅速化

表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など多面的に活用可

(総合通信局)

- ・コミュニティ放送局の開設

⇒周波数事情が許す限りの普及を図る

(県警交通規制課)

- ・道路利用者に対して必要な情報の提供ができるよう交通流監視カメラ、車両感知器、交通情報板を拡充する必要あり

(県道路課)

- ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間等において、道路情報板の設置を進めており、高知県内 186 基（令和 6 年度末）設置している

イ ITS を活用した道路交通情報の高度化

(地方整備局)

- ・ETC2.0 データを活用し、事故危険箇所や生活道路対策等の対策を行うにあたり、計画策定の基となる資料の作成を行い、協力依頼のあった自治体に対して情報を提供。また、対策後の効果検証にも活用。

(総合通信局)

- ・5.9GHz 帯 V2X システムの導入・普及に向けた道筋を明らかにした上で、令和 8 年度中を目途に V2X 通信向けへの周波数割当てを行うなど、電波を活用する安全運転支援システム等の更なる普及促進・高度化に取り組んでいく

(県警交通規制課)

- ・高度化された交通管制を中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全を確保する必要あり

ウ 分かりやすい道路交通環境の確保

(県警交通規制課)

- ・夜間走行時にライト等の反射によってドライバーの注意を促す道路標識、道路標示の高輝度化を進める必要あり
- ・信号灯器の LED 化を推進する必要あり

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	機関名	地方整備局
ア 道路の使用及び占用の適正化等		県警交通規制課
イ 子どもの遊び場等の確保		県子ども家庭課
ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		県道路課 西日本高速道路（株）
実績		
ア 道路の使用及び占用の適正化等 （地方整備局） ・道路占用連絡調整会議開催 ・路上工事抑制 ⇒直轄国道における路上工事抑制カレンダー作成 ・不法占用適正化指導については、継続実施 ・道路巡回による不法占用物件（路上の置看板等）撤去指導 （県警交通規制課） ・専門調査員（1人）及び警察官により現地調査を行い、道路使用の適正化を図った ⇒調査件数 227 件 （県道路課） ・道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の取り組みとして行っている道路愛護団体等の表彰について、令和6年度は表彰団体はなし イ 子どもの遊び場等の確保 （県子ども家庭課） ・児童館、児童センターを子どもの遊びの拠点、居場所として有効に活用するため、児童館、児童センターを拠点として活動する地域組織の活動費を助成 ⇒2市町村 4団体 ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 （地方整備局） ・特殊車両の通行許可における現地指導取り締まり ⇒17回：土佐9回＋中村8回 ・異常降雨等による全面通行止め ⇒0回：土佐0回＋中村0回 ・積雪等による全面通行止め ⇒2回：土佐2回＋中村0回 （県警交通規制課） ・道路管理者が行う道路法に基づく通行の禁止等に協力 （県道路課） ・過積載の防止のため、過積載防止月間（11月）に道路情報板への啓発標語を表示するなどの取り組みを実施 （西日本高速道路（株））		

- ・異常気象等による交通の危険時における迅速かつ的確な通行の禁止又は制限を実施
- ・道路の構造の保全と、交通の危険を防止するため、車両制限令により定められた規格を上回る車両に対して指導取り締まりを実施

成果、課題及び改善点

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(地方整備局)

- ・ゴールデンウィーク、年末年始、年度末等の期間は路上工事を抑制し、交通渋滞を回避
- ・継続的な是正指導により、不法占用物件撤去(置看板等)

(県警交通規制課)

- ・道路使用許可については、個別の条件を付与し、交通の安全と円滑を確保する必要性あり
- ・調査員と警察官により現場を確認し、許可条件について確実に履行させる必要性あり

(県道路課)

- ・道路愛護団体等の表彰等の取り組みを推進

イ 子どもの遊び場等の確保

(県子ども家庭課)

- ・児童館、児童センターに助成を行うことで子どもの遊び場等の確保を行うことができ、路上遊戯等による交通事故の抑制に向けた環境づくりにつながっている

ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

(地方整備局)

- ・特殊車両通行許可条件が遵守されていないことから、指導取り締まりが必要

(県道路課)

- ・過積載の防止のため、過積載防止月間(11月)に道路情報板への啓発標語を表示するなどの取り組みを実施

(西日本高速道路(株))

- ・各関係機関と情報共有や気象情報等の収集に努め、交通事故や異常気象等による交通の危険が予測された際に、迅速かつ的確に通行止めを実施することが出来た。これにより、交通事故や通行制限に起因した更なる交通事故等の発生を未然に防ぐことが出来た。
- ・車両制限令に違反する車両について取り締まりを実施することで、違反車両による重大事故の発生や過度な道路構造物の損傷を未然に防ぐことが出来た

第1部 道路交通安全の安全		
2 交通安全思想の普及と徹底		
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	機関名	県教委学校安全対策課 県教委幼保支援課 県警交通企画課 県長寿社会課 県障害福祉課 県県民生活課
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進		
ウ 成人に対する交通安全教育の推進		
エ 高齢者に対する交通安全教育の推進		
オ 障害者に対する交通安全教育の推進		
カ 外国人に対する交通安全教育の推進		
キ 交通安全こどもセンターの活用		
実績		
ア 幼児に対する交通安全教育の推進 (県教委幼保支援課) ・市町村訪問、研修会等の機会を捉え、保育所・幼稚園等に交通安全教育の取組の推進を要請 ⇒令和6年4月3日「文部科学省交通安全業務計画」を各園に周知 (県警交通企画課) ・自治体や交通安全活動団体と協働し、幼稚園・保育園等で交通安全街頭指導を実施 ・幼児向けイベントにおいて、「死角」や正しい横断方法についての講習を、参加・体験型で実施 (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会、交通安全母の会など交通安全活動団体による交通安全教室を開催 ・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導 各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動の期間中や毎月20日の県民交通安全の日などにおいて、交通安全教室などを実施 ・交通安全こどもセンターでの交通安全教室の実施 ⇒交通安全教室の実施・・・93回、3,125人		
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進 (県教委学校安全対策課) ・交通安全教育の推進 ⇒「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施(交通安全指導等) ⇒教職員を対象とした「安全教育研修会」の開催 (オンデマンド研修：7月19日～8月30日、539名参加、拠点校の実践報告書の閲覧) ⇒高知県学校安全総合支援事業(高知県安全教育推進事業：交通安全)における交通安全教育等の効果的な実践と普及 (拠点校「県立高知丸の内高等学校」における交通安全教育を中心とした学校安全推進体制の構築に向けた取組) ⇒安全な歩行や自転車の利用に関する交通安全教室等の実施(各学校にて) ⇒県警から提供された交通安全教育教材「Traffic Safety News」の活用(年間5回配付) ⇒県立高校における「原動機付自転車安全運転講習会」の開催 (10校で開催、参加者延べ1,902名：うち実技講習者97名) ⇒交通安全協会及び県警本部との共催による「交通安全子供自転車高知県大会」の開催 (6月29日(土)香南市立佐古小学校) (県警交通企画課)		

- ・保育園や小学校において交通安全教室を実施し、幼児、児童に自らを守る交通安全行動を実践させることによって、歩行者と自転車の基本的な交通ルールを遵守する気運の醸成を図った
 - ・年5回、「TSN(トラフィックセーフティニュース)」(交通安全教育をするための交通安全学習用教材)を作成し、県教委を通じて県内中学・高校へ配布
 - ・高等学校における原動機付自転車安全運転講習会へ警察官を派遣
 - ・県内小学・中学・高校(合計10校)において、スケアードストレイト方式による自転車安全教室を実施
 - ・小学・中学・高校等において各種交通安全教室を実施
 - ・小学・中学・高校等と合同で実施する交通安全イベントを開催
 - ・各学校と協働し、生徒の自主的な交通安全活動を推進
 - ・中・高生に対して「自転車安全利用五則」「自転車ヘルメット着用の推進」「自転車損害賠償保険への加入」「自転車運転者講習制度」などの周知
 - ・「高知県交通安全こども自転車大会」を開催
- (県県民生活課)
- ・各学校に教育委員会を通じて各期の交通安全運動実施要領等を配布(年3回)
 - ・各学校に教育委員会等を通じて春・秋の全国交通安全ポスター、チラシを配布
 - ・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導
 - ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスターの作成、配布(各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布)
 - ・ヘルメット着用の努力義務化を周知する自転車ヘルメット着用啓発ポスター、チラシの作成、配付(各市町村、県警察、高知県交通安全協会、高知県安全運転管理者協議会連合会)

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・成人対象の講習等で、「歩行者保護(優先)」について講習
- ・地域における交通安全を推進するため、交通安全活動団体を支援
- ・高知県交通安全指導員、地域交通安全活動推進委員等関係団体とともに、街頭での交通指導や各地域での交通安全教室を実施
- ・RKC ラジオを利用して、交通安全情報を提供
- ・地方公共団体や企業を対象とした交通安全講話を実施
- ・安全運転管理者等法定講習において、安全運転管理者が行うアルコール検知器を使用しての酒気帯び確認等の改正道路交通法を周知するなど、飲酒運転防止に向けた指導教養を実施
- ・SNS 等を通じて各種交通安全に対する広報啓発活動を実施

(県県民生活課)

- ・地域における交通安全を推進するため、民間活動団体への支援の実施

(1) 高知県交通安全指導員協議会

各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動
街頭での交通指導を実施

(2) 高知県交通安全母の会連合会

各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動や高齢者交通事故防止キャンペーンでの活動を実施

- ・RKC ラジオなどを通じた広報啓発

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・高齢者アドバイザーを中心として、高齢者宅への訪問活動を行った
 - ・高齢者交通事故防止キャンペーン（９月～１２月）を実施
 - ・高齢者１万人訪問活動（９月）
 - ・SSA（シニアセーフティアドバイザー）の育成に努めた
 - ・運転免許自主返納支援制度の協賛企業の拡充と同制度の周知に努めた
 - ・高齢者に対する交通安全アドバイスに依頼するため、民生委員との連携を強化
 - ・参加、体験型の交通安全教室を実施
 - ・関係機関団体と連携し、安全運転サポート車や電動車椅子の安全教室・普及活動を実施
- (県長寿社会課)
- ・老人クラブが行う地域支え合い事業などの、社会参加活動への支援（会員増への取り組み）
- (県県民生活課)
- ・高齢者事故防止キャンペーン（９月～１２月）を実施
 - ・RKC ラジオなどを通じ、高齢者事故防止を呼びかけ

オ 障害者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・電動車椅子安全利用促進連絡協議会通常総会を開催

(県障害福祉課)

- ・手話通訳者や要約筆記者の養成、字幕・手話入り DVD の活用等、情報取得の手段についての機会の拡大

⇒令和６年度養成者数・・・手話通訳者：８人修了、要約筆記者：１２人修了

(通訳者等派遣事業登録者数・・・手話通訳者：１２５人、要約筆記者：８７人)

⇒ルミエールサロン（障害福祉課が設置）に在籍している視覚障害生活指導員が視覚障害者に対して、訪問等により歩行訓練などを８２人に対し延べ３７５回実施

(県県民生活課)

- ・交通安全こどもセンターにおいて、障害を持つ児童・生徒に対して、交通安全教育を実施
- ⇒９団体 １３３人

カ 外国人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・留学や就労のため入国した外国人に対する交通安全教育を実施

(県県民生活課)

- ・実績なし

キ 交通安全こどもセンターの活用

(県県民生活課)

- ・指定管理者制度を導入し、受託者（NPO 法人オフィスポラリス）による管理運営
 - ・入場者数（推計）・・・１４４,２８９人
- 交通安全教室の開催・・・９３回、３,１２５人受講

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

(県教委幼保支援課)

- ・ 幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上

(県警交通企画課)

- ・ 幼児の交通事故は 7 件発生（前年比 2 件減少）し、うち 1 件は、自動車専用道路における正面衝突事故であり、同乗していた幼児 1 人が死亡
- ・ 幼児が興味を持ち、更には親子で交通安全意識が持てるように、視聴覚教材を活用した交通安全教育を実施

(県県民生活課)

- ・ 幼児の交通安全確保にあたる交通安全母の会会員や交通安全指導員等の活動の活性化が必要
- ・ 交通安全こどもセンターの利用者数

⇒令和 6 年度 来園者数 144,289 人
交通安全教室参加者数 3,125 人

イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

(県教委学校安全対策課)

- ・ 全般的な事故件数はほぼ横ばい状態である。約 9 割の自転車、約 7 割の歩行者に違反があることから、交通ルール遵守、マナーの向上に関する交通安全教育を継続して実施していくことが必要
- ・ 高知県学校安全総合支援事業（交通安全）に係る拠点校を中心にした学校安全推進体制の構築に向けた取組を実施。この取組をモデルとし、学校における交通安全教育の一層の推進を図ることが必要。

(県警交通企画課)

- ・ 児童・生徒の交通事故は 104 件発生（前年比 13 件減少）し、死亡事故の発生はなかった。
- ・ 「事故件数に占める自転車事故件数の割合」は、小学生 66.7%、中学生約 86.1%、高校生 75.0% で高い。学校・関係機関と連携した自転車教室や、ヘルメット着用を浸透させる取組を引き続き推進する必要がある。

(県県民生活課)

- ・ 中高校生の自転車利用時における、安全意識のさらなる向上

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・ 交通事故件数、死者数、負傷者数のいずれも前年より減少

⇒交通事故件数 898 件（前年比 77 件減少）

⇒死者数 21 人（前年比 2 人減少）

⇒負傷者数 984 人（前年比 65 人減少）

- ・ 自転車事故のうち、約 9 割は自転車側にも法令違反がある
- ・ 自転車事故のうち、ヘルメット着用率は、2 割台であった
- ・ 自転車ヘルメット着用の重要性を広報し着用促進を図ることや、歩行者保護優先意識の向上、自転車の交通ルール遵守のための交通安全教育を引き続き実施していく必要あり

(県県民生活課)

- ・ 成人を含めた全体の交通事故件数は減少傾向（R5：975 件 → R6：898 件）

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・ 高齢者アドバイザーを中心として、高齢者宅への訪問活動を行った
- ・ 高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）を実施
高齢者1万人訪問活動（9月）
- ・ SSA（シニアセーフティアドバイザー）の育成に努めた
- ・ 運転免許自主返納支援制度の協賛企業の拡充と同制度の周知に努めた
- ・ 高齢者に対する交通安全アドバイスを依頼するため、民生委員との連携を強化
- ・ 参加、体験型の交通安全教室を実施
- ・ 関係機関団体と連携し、安全運転サポート車やシニアカーの安全教室・普及活動を実施

(県長寿社会課)

- ・ 広報誌などを活用し、老人クラブの活動状況や事業の周知などに努めてきたが、会員の減少傾向が続いているため、引き続き支援が必要

(県県民生活課)

- ・ 老人クラブなどの組織に加入していない高齢者（比較的交通事故割合が高い）への交通安全教育の機会の確保

オ 障害者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・ 電動車椅子安全利用促進連絡協議会通常総会を開催

(県障害福祉課)

- ・ 障害の種類や程度に応じた交通安全教育の機会の確保

(県県民生活課)

- ・ 交通安全こどもセンターにおける交通安全教室は、受講者には分かりやすいと概ね好評
- ・ 交通安全のために必要な技能や知識の習得の場の確保が必要

カ 外国人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・ 留学や就労のため入国した外国人に対する交通安全教育を8回164名に実施

(県県民生活課)

- ・ 外国人に対する日本の交通安全ルール・マナーの普及
- ・ 外国人に対する交通安全教育の機会の確保

キ 交通安全こどもセンターの活用

(県県民生活課)

- ・ ガードレールの補修などをはじめとする施設の維持管理
- ・ 幼児・児童に加え、高齢者など幅広い年齢層も対象にした交通安全教育の実施

第1部 道路交通の安全								
2 交通安全思想の普及徹底								
(2) 効果的な交通安全教育の推進	機関名	県警交通企画課						
		県県民生活課						
実績								
(県警交通企画課) ・全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化の周知と着用促進のため、ヘルメット着用による被害軽減効果等着用の必要性を理解させる交通安全教室を開催したほか、SNS やデジタルサイネージ等による情報発信や、街頭活動でのチラシ配布等により広報啓発活動を実施 ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」を推進 ・交通安全教育指針に基づいて、段階的かつ体系的に交通安全教育を推進した交通安全教室等において歩行者及び自転車シミュレータを活用 ・県内の小学・中学・高校を対象に、スクエアドストレイト教育技法による自転車交通安全教室を実施し、効果的な交通安全教育を推進 ・交通安全教室開催時に自転車運転者講習制度について周知 (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会に対する支援 (1) 高知県交通安全指導員協議会への補助・・・6,181 千円 各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動 街頭での交通指導を実施 各地域での交通安全教室の実施 (2) 高知県交通安全母の会連合会への補助・・・1,244 千円 各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動 高齢者交通事故防止キャンペーンの活動を実施 <tr><td colspan="3">成果、課題及び改善点</td></tr> <tr><td colspan="3"> (県警交通企画課) ・全交通事故件数、全死者数、全負傷者数については減少したものの、全死者に占める高齢死者の割合や、歩行者の事故は増加しており、より総量抑止のため、効果的な交通安全教育を推進していく必要あり ⇒全死者 21 人中、高齢死者 15 人 増減率+36.4% (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会や交通安全母の会連合会による街頭指導や交通安全教室の開催などの交通安全活動を支援することで、県内各地域で啓発活動に取り組むことができた ・継続的に活動が行えるよう、交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会等団体の組織の強化が必要 </td></tr>			成果、課題及び改善点			(県警交通企画課) ・全交通事故件数、全死者数、全負傷者数については減少したものの、全死者に占める高齢死者の割合や、歩行者の事故は増加しており、より総量抑止のため、効果的な交通安全教育を推進していく必要あり ⇒全死者 21 人中、高齢死者 15 人 増減率+36.4% (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会や交通安全母の会連合会による街頭指導や交通安全教室の開催などの交通安全活動を支援することで、県内各地域で啓発活動に取り組むことができた ・継続的に活動が行えるよう、交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会等団体の組織の強化が必要		
成果、課題及び改善点								
(県警交通企画課) ・全交通事故件数、全死者数、全負傷者数については減少したものの、全死者に占める高齢死者の割合や、歩行者の事故は増加しており、より総量抑止のため、効果的な交通安全教育を推進していく必要あり ⇒全死者 21 人中、高齢死者 15 人 増減率+36.4% (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会や交通安全母の会連合会による街頭指導や交通安全教室の開催などの交通安全活動を支援することで、県内各地域で啓発活動に取り組むことができた ・継続的に活動が行えるよう、交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会等団体の組織の強化が必要								

第1部 道路交通安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	機関名	県警交通企画課 県教委学校安全対策課 県広報広聴課 県障害福祉課 県県民生活課 西日本高速道路（株）
ア 交通安全運動の推進		
イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進		
ウ 横断歩行者の安全確保		
エ 自転車の安全利用の推進		
オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底		
カ 反射材用品等の普及促進		
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進		
ク 効果的な広報の実施		
ケ その他の普及啓発活動の推進		
実績		
ア 交通安全運動の推進 （県警交通企画課） ・各期(春・秋・年末年始)にかかる交通安全運動を計画的に実施 ・ラジオ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用して広報活動を実施 ・関係機関・団体と連携して街頭活動を充実させた （県教委学校安全対策課） ・各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ ⇒各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加（朝の街頭啓発） ⇒各期の交通安全運動実施要綱等の配付（春・秋・年末年始の3回配付） ⇒春・秋の全国交通安全運動ポスター等の配付（春・秋の2回配付） （県県民生活課） ・各期の交通安全運動の実施 ⇒春：4月6日～4月15日、秋：9月21日～9月30日、 年末年始：12月6日～12月15日、1月8日～1月17日 ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動 ⇒各期においてラジオ広報による啓発（年3回） ・関係団体と連携した、街頭啓発活動の実施 イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進 （県警交通企画課） ・第16回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」を実施 ・第25回高知市老人クラブ連合会「無事故・無違反チャレンジ100」に協力 （県県民生活課） ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動 ⇒RKCラジオ「高知県からのお知らせ」による広報を実施 （例）「悪天候時の交通安全について」「子どもの交通事故防止について」など ・関係機関・団体と連携した街頭啓発活動の実施		

⇒各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動、高齢者交通事故防止キャンペーンなど

ウ 横断歩行者の安全確保

(県警交通企画課)

- ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」を推進
- ・あいさつ県民運動を題材にした交通安全絵本を配布

(県教委学校安全対策課)

- ・各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ
⇒各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加(朝の街頭啓発)
⇒安全な歩行に関する交通安全教室等の実施(各学校にて)

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動
- ・各期の交通安全運動の実施
⇒春：4/6～4/15、秋：9/21～9/30、年末年始：12/6～12/15・1/8～1/17
- ・関係団体と連携した、街頭啓発活動の実施

エ 自転車の安全利用の推進

(県警交通企画課)

- ・著名人を起用した自転車ヘルメット着用推進ポスターの掲示、SNSを活用した発信、デジタルサイネージへの掲載により自転車の安全利用を呼びかけ
- ・年間5回、交通安全学習用教材「TSN(トラフィックフティニュース)」を作成し、県教委を通じて県下の中学・高校へ配布
- ・自転車利用者に、交通ルールや自転車安全利用五則を遵守させるための広報キャンペーンを実施
- ・全ての自転車利用者に対する自転車ヘルメット着用に向けて、県学校安全対策課等とともに、高校生等が参加の上、着用促進のため広報活動を実施
- ・スクアードストレイト方式による自転車安全教室を始めとした自転車講習を実施
- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施

(県教委学校安全対策課)

- ・各学校への自転車マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用等の働きかけ
⇒自転車マナーアップキャンペーンへの参加及び自転車マナーアップキャンペーンポスターの配付を実施(4月)
⇒自転車通学時のヘルメット着用推進に関するチラシ等の配付を実施(3～4月、12月)
⇒交通安全教育教材「Traffic Safety News」の配付を実施(年間5回配付)
⇒教職員向け情報共有資料「かぶっちょこ通信」の発行(年間8回発行)
⇒県警と連携し、県立学校一斉で自転車ヘルメット着用推進週間を実施(年2回)

(県県民生活課)

- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施

- ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施
⇒各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター：800 部
- ・自転車の安全利用啓発動画のデジタルサイネージ等への掲載による広報啓発を実施

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動において広報啓発
- ・各種安全教育の機会に、シートベルトコンビンサーを活用した体験教室を開催
- ・企業等に対する各種交通安全講習において、シートベルト等の効果や重要性について広報啓発
- ・ラジオ、ホームページ、SNS 等の各種広報媒体を活用して広報啓発

(県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
⇒RKC ラジオ（「春の全国交通安全運動について」、4/2 放送）などでの呼びかけを実施
- ・各期の交通安全運動での広報啓発
- ・「令和 6 年度交通安全運動の推進方針」（高知県交通安全推進県民会議策定）で、「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を重点事項に設定

(西日本高速道路（株）)

- ・南国 SA 他における交通安全キャンペーンにて全席シートベルト着用の啓発活動を実施
⇒啓発内容を掲載したチラシやノベルティの配布
- ・交通管理隊の巡回車車載標識にて啓発メッセージを表示
⇒「全席シートベルト着用・安全運転で走ろう！死亡事故多発」等
- ・年間を通じた SA・PA 等休憩施設でのポスター掲示により啓発
- ・ハイウェイラジオやアイハイウェイによる啓発活動を実施
⇒「高速道路での車外放出による死亡事故が多発しております。ドライバーの皆さま、全席シートベルト着用と早めの休憩で安全運転をお願いいたします。」等

カ 反射材用品等の普及促進

(県警交通企画課)

- ・反射材等を配布して反射材の利用を呼びかけ、広報啓発
- ・各種講習会等において、反射材や明るい目立つ色の服の着用の有効性等を広報啓発
- ・スーパーの店頭や各種講習会等において、反射材を歩行者の靴等に直接貼り付ける等の活動を実施
- ・反射材の効果を直接体験できるよう、夜間における交通安全教室等を実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS 等の各種広報媒体を活用し、広報啓発

(県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
⇒RKC ラジオ（「高齢者の交通事故防止について」、8/27 放送）などでの呼びかけを実施
- ・啓発物品として反射材等を配布するなど、各期の交通安全運動等での広報啓発を実施

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(県警交通企画課)

- ・令和5年12月施行の「安全運転管理者のアルコール検知器を使用時のアルコールチェック義務化」及び令和6年11月施行の「自転車の酒気帯び運転等の罰則新設」について、講習会等で広報啓発を実施
- ・自転車の飲酒運転禁止を訴えるポスター、チラシを作成配布
- ・各期の交通安全運動において飲酒運転根絶の広報活動を実施
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、広報啓発
(県県民生活課)
- ・各期の交通安全運動での広報啓発を実施
- ・「令和6年度交通安全運動の推進方針」(高知県交通安全推進県民会議策定)で、「飲酒・妨害・暴走運転の根絶」を重点事項に設定

ク 効果的な広報の実施

(県警交通企画課)

- ・市町村広報誌、ミニ広報紙、アドバイザー新聞、SNS、デジタルサイネージ等を活用した広報を実施
- ・各報道機関(テレビ・ラジオ・新聞)に対し、交通安全に関する資料や情報を提供
- ・ホームページや道路情報板を活用した広報を実施
- ・市町村・道路管理者・その他民間企業等に対して広報を依頼
- ・スクランブル交通対策体制の際には、報道機関に速やかな情報提供を行い、県民へのタイムリーで効果的な広報を実施
- ・著名人の起用や企業と連携した取組、啓発動画の作成等により効果的な広報啓発を実施

(県教委学校安全対策課)

- ・高知県学校安全総合支援事業(交通安全)の拠点校における取組を学校安全対策課ホームページに掲載
⇒高知県学校安全総合支援事業(交通安全)の拠点校である、県立高知丸の内高等学校の実践報告書を学校安全対策課ホームページ等に掲載
- ・高知県自転車ヘルメット着用推進事業の取組について様々な機会を通じた啓発
⇒県立学校や県庁等への「のぼり旗」「横断幕」の設置、県・教育委員会等広報誌への記事掲載、県公式SNSへの記事掲載、テレビ・ラジオ読み上げ、コンビニ等へのポスター掲示、学校安全対策課ホームページ掲載等

(県広報広聴課)

- ・報道機関を通じた広報
⇒交通安全キャンペーンや全国交通安全運動などの取組について、関係機関と連携しながら、県政記者クラブへの投げ込みによるタイムリーな情報発信を行った
- ・県の広報媒体を活用した広報
⇒ラジオ対談番組では、関係機関と連携しながら、子どもや高齢者の交通事故防止、自転車の交通マナーの向上、シートベルトの着用の徹底、飲酒運転の根絶など、テーマを絞った広報を行った

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページ等を利用した広報
⇒RKCラジオ「高知県からのお知らせ」で、交通安全に関する広報を8回実施
- ・各期の交通安全運動、自転車マナーアップキャンペーンでの広報啓発
⇒関係機関へポスター・パンフレットを送付し、掲示・配布を依頼

- ・高知県交通安全推進県民会議を活用した広報の実施
⇒交通安全運動期間、スクランブル交通対策の実施時等に依頼
- ・市町村に対する広報依頼
⇒交通安全運動期間、スクランブル交通対策の実施時等に依頼

ケ その他の普及啓発活動の推進

(県警交通企画課)

- ・各種講習会等において、運転免許自主返納支援制度についての広報を実施
- ・ホームページに事故発生地点情報マップ等の情報を提供
- ・交通死亡事故の発生要因(最高速度違反、歩行者妨害、シートベルト非着用等)について広報啓発

(県障害福祉課)

- ・障害者の通行又は歩行の安全を確保するため、車いす利用者や視覚障害者、その他の安全に配慮が必要と認められる障害の特性等について、周知に努める
⇒包括協定締結企業向け説明会や観光バリアフリーセミナー等において、障害を理由とする差別の解消に向けた勉強会を実施

○障害や障害のある人への理解を深めるための「障害者週間の集い」を開催(12/8)

⇒YouTubeで「こうちあったかパーキング制度」及び「ヘルプマーク」の啓発動画を配信

- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない、義足や人工関節、内部障害の方などに、周囲の方の援助や配慮が必要なことを知らせるヘルプマークを配布するとともに、広く県民への周知・啓発を図る

⇒ヘルプマーク配布数 1,190 個

⇒テレビ・ラジオ読み上げ広報 8 回

⇒ポスタージャック(人権・男女共同参画課) 6 月～8 月、10 月～12 月

⇒バス・電車内ポスター掲示 12 月 3～9 日

⇒ステッカー 80 枚、リーフレット 460 部を配布

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
⇒薄暮・夜間時の危険性増大、スピード違反、飲酒運転撲滅等をラジオで呼びかけ

成果、課題及び改善点
ア 交通安全運動の推進 (県警交通企画課) ・春の全国交通安全運動期間中 (R6:4/6～4/15、R5:5/11～5/20) ⇒事故件数、負傷者数は減少したが、死亡事故が1件発生 ※事故件数13件(前年比-7件)、死者数1人(前年比+1人)、負傷者数13人(前年比-9人) ・秋の全国交通安全運動期間中 ⇒事故件数、負傷者数は減少し、死者数は昨年と同数 ※事故件数18件(前年比-3件)、死者数1人(前年比±0人)、負傷者数20人(前年比-2人) ・年末年始の交通安全運動期間中 ⇒事故件数、死者数、負傷者数のいずれも減少したが、死亡事故が1件発生 ※事故件数33件(前年比-21件)、負傷者数34人(前年比-23人)、死者数1人(前年比-1人) (県教委学校安全対策課) ・各期の交通安全運動に児童生徒・教職員・PTAが連携して取り組むことによって、交通安全意識の向上につながった (県県民生活課) ・ラジオ、ホームページを利用した広報及び各期の交通安全運動での広報啓発の継続が必要 イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進 (県警交通企画課) ・第15回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」を実施した結果、参加1,882チーム・9,410人、達成1,725チーム、達成率91.7% ・今後も同コンテストを引き続き実施し、参加チームの増加及び達成率の向上と協賛企業の確保に向けた取組が必要 (県県民生活課) ・ドライバーの安全運転義務違反や、運転マナーの向上について引き続き注意喚起が必要 ウ 横断歩行者の安全確保 (県警交通企画課) ・歩行者の事故は125件発生し、前年比7件増加し、死者数は9人で前年比6人増加した (県教委学校安全対策課) ・子どもの歩行事故件数については、昨年度から増加しており(歩行者違反別のうち、横断違反は全体の13%)、交通ルール遵守、マナーの向上に関する交通安全教育を継続して実施していくことが必要 (県県民生活課) ・春、秋、年末年始各期の交通安全運動期間において更なる広報啓発が必要 エ 自転車の安全利用の推進 (県警交通企画課)

- ・自転車事故は196件発生し、前年比39件減少し、死者数は1人で前年比3人減少
- ・全事故に占める自転車事故の割合は、21.8%であり、全ての年齢層に対して自転車の交通ルール・マナーの向上を図る必要あり
- ・全ての年齢層に対して、自転車乗車用ヘルメットの着用率を向上させる取組が必要
(県教委学校安全対策課)
- ・自転車事故件数(R5:87件→R6:80件)※小・中・高校生の事故件数の合計
- ・小中学生で登下校中、高校生では登校中の自転車交通事故が多い。自転車事故のうち小中学生、高校生ともに9割以上の自転車に違反があり、交通ルールやマナーが十分に守られていない状況が見受けられる。児童生徒の自転車の交通ルール遵守の意識付けをさらに図っていく必要あり
- ・学校の交通安全教育活動と行政や警察等の取組を関連付け、家庭・学校・地域・行政・警察等の関係機関等がさらに連携を強め、地域ぐるみで交通安全教育を推進していく必要がある。
- ・児童生徒の自転車の安全利用に関する意識を高めることを目指し、ヘルメット着用の有用性等について効果的な啓発等に粘り強く取り組んでいく必要あり
(県県民生活課)
- ・自転車利用者のマナーアップを広く県民に訴え、自転車の安全な利用の促進を図った
- ・動画を活用し「全ての自転車利用者のヘルメット着用(努力義務)」や「自転車損賠賠償保険等への加入」について広報啓発ができた

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・四輪乗車中の死者8人のうち、シートベルト非着用死者が3人(四輪乗車中死者の37.5%)で、うち1人は着用していれば助かったと思われることから、更なるシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する必要がある

(県県民生活課)

- ・シートベルトをしていれば助かったと思われる交通死亡事故が毎年発生していることから、より一層の啓発が必要

(西日本高速道路(株))

- ・9月に開催された交通安全ひろばへの参加及び南国S Aでの全国交通安全運動期間等に合わせた交通安全キャンペーンを開催し、全席シートベルト着用の啓発活動が実施出来た。イベントでは、直接ドライバーに対して安全運転の重要性を訴えることが出来た。今後も効果的な啓発活動を実施していく。

カ 反射材用品等の普及促進

(県警交通企画課)

- ・歩行者の死者は9人で、前年と比べ6人増加し、夜間における歩行者死者5人のうち4人が反射材を非着用であったことから、反射材の配布、直接貼付等の普及促進や広報活動を継続実施する必要がある

(県県民生活課)

- ・歩行者の交通事故防止対策として、反射材用品の有効性は一定認知されていると思われる
- ・歩行者ではウォーキングなど常時夜間活動する者の着用率は高いと思われるが、それ以外の者の着用はいまだ低調であり、反射材付き日常携行品の活用などより一層の啓発が必要

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(県警交通企画課)

- ・令和6年中の飲酒事故件数
⇒6件(前年比－4件)、死者数1人(前年比＋1人)、負傷者数11人(前年比－1人)
- ・依然として飲酒運転に起因する交通事故が後を絶たず、死亡事故も発生していることから、悪質性や危険性について広報するなど、引き続き飲酒運転根絶を働きかける必要がある
- ・各関係機関と協働し、運転者(自転車を含む。)に対する広報啓発を継続していく必要がある(県県民生活課)
- ・春、秋、年末年始各期の交通安全運動期間において更なる広報啓発が必要

ク 効果的な広報の実施

(県警交通企画課)

- ・県民が興味を持てるような広報、タイムリーな広報を行う必要がある
- ・交通死亡事故連続発生時には、効果的な広報を実施し、被害の拡大防止を図る必要がある(県教委学校安全対策課)
- ・あらゆるメディアや機会を活用し、自転車ヘルメット着用推進事業の取組について啓発を行うことができた

(県広報広聴課)

- ・交通安全キャンペーンや全国交通安全運動などの取組と連携して、運転者に対しては、子どもや高齢者への思いやり、自転車の交通マナー、シートベルトの着用、飲酒運転の根絶などを呼びかけ、歩行者に対しては、日ごろの安全確認はもとより、子どもや高齢者が事故に巻き込まれないように配慮することなどを呼びかけた
- ・課題、改善点としては、今後も、引き続き、交通安全の普及啓発活動を様々なメディア、媒体を通じて行っていくことが必要(県県民生活課)
- ・限られた媒体と予算のなかで、どのタイミングでどのような広報を行えば効果的か、常に見極めが必要

ケ その他の普及啓発活動の推進

(県警交通企画課)

- ・人にやさしい対策の一環として、歩行者保護・高齢者保護等の意識の醸成を図る必要がある
- ・シートベルト非着用等による事故実態及び危険性の周知を引き続き行う必要がある

(県障害福祉課)

- ・ヘルプマークに関する広報の実施
- ・障害の種類や程度に応じた交通安全教育の機会の確保

(県県民生活課)

- ・高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識の醸成
- ・スピード違反、飲酒運転等による事故実態及び危険性の周知を引き続き行う必要がある

第1部 道路交通安全の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	機関名	運輸局 県警交通企画課 県県民生活課
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化		
イ 交通安全指導員協議会の充実強化		
ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化		
エ 交通安全母の会の充実強化		
オ 自動車運転関係団体の指導と助成		
カ 運輸交通安全関係団体の育成指導		
キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進		
実績		
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化 (県警交通企画課) ・事故発生状況等の資料を提供 ・各期交通安全運動等における連携を強化 (県県民生活課) ・交通安全推進幹事会(2回)開催 各期の交通安全運動の方針、運動の実施要綱等を決定 ・暴走族対策推進幹事会(書面) ⇒本年度の推進幹事及び担当者等の資料を整備		
イ 交通安全指導員協議会の充実強化 (県県民生活課) ・高知県交通安全指導員協議会への補助…6,181千円 ・高知県交通安全指導員協議会総会、常任理事会、正副会長会の開催 ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動 ・街頭での交通指導の実施 ・各地域での交通安全教室の実施		
ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化 (県警交通企画課) ・高知県地域交通安全活動推進委員協議会連合会通常総会を開催し、令和6年11月から施行された自転車の「ながらスマホ」及び「酒気帯び運転」等の罰則整備について講習を実施		
エ 交通安全母の会の充実強化 (県県民生活課) ・高知県交通安全母の会連合会への補助…1,244千円 ・高知県交通安全母の会連合会総会、常任理事会、正副会長会の開催 ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動 ・高齢者交通事故防止キャンペーンでの活動		

高齢者 1 万人訪問活動、年金支給日における金融機関窓口での啓発活動

オ 自動車運転関係団体の指導と助成

(県警交通企画課)

- ・交通安全協会へ事故発生状況等の資料を提供するなどし、積極的な指導と協力を行った
- ・安全運転管理者協議会の活性化を図った

カ 運輸交通安全関係団体の育成指導

(運輸局)

- ・交通安全運動の実施要領を定め、運輸交通事業者団体等に周知し、積極的な推進を図った

キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進

(県民生活課)

- ・高校生が主体となった交通安全活動が行われた。防犯ボランティア団体の交通安全活動への参加があった（各期の交通安全運動でのドライバーサービスの実施など）

成果、課題及び改善点

ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化

(県警交通企画課)

- ・引き続き情報提供等を行い、関係機関・団体等の連携を強化していく必要を認める
- (県県民生活課)
- ・交通安全推進幹事会で決定した各期の交通安全運動の方針、運動の実施要綱を各市町村に周知し、期間中は、それに基づいた取組みを実施

イ 交通安全指導員協議会の充実強化

(県県民生活課)

- ・後継者不足から県委嘱指導員の現員が定員を下回っている（6年度末時点：266名）

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化

(県警交通企画課)

- ・委員の高齢化により、活動の量・質の低下が懸念されることから、次代の委員を育成していく必要がある
- ※令和6年度末の委託状況（委嘱者134人、平均年齢67.6歳、高齢者90人・構成率67.1%）

エ 交通安全母の会の充実強化

(県県民生活課)

- ・PTAなど、団体の枠組の中で構成員となっている場合もあるため、構成員の当事者意識を向上させる必要がある

オ 自動車運転関係団体の指導と助成

(県警交通企画課)

- ・引き続き関係団体の指導と助成、情報提供を行い、活動の活性化を図る必要を認める

カ 運輸交通安全関係団体の育成指導

(運輸局)

- ・交通安全運動期間中に実施する、立入検査、街頭検査での関係機関との協力体制が図られている

キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進

(県県民生活課)

- ・交通安全各種啓発行事への参加者は比較的高齢の方が多く、若年層の参加が少ない

第 1 部 道路交通安全の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	機関名	県県民生活課
実績		
(県県民生活課) ・交通安全こどもセンターや交通安全ひろばなど各種のイベントにおいて、住民が参加できる交通啓発イベントを実施 交通安全こどもセンター企画イベント…毎月 1 回以上		
成果、課題及び改善点		
(県県民生活課) ・県民が参加できるイベントは相当数あるが、主体的に活動してもらえる取組は十分でない		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(1) 運転者教育等の充実	機関名	県警交通企画課 県警運転免許センター 県県民生活課 県交通運輸政策課
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実		
イ 運転者に対する再教育等の充実		
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育		
エ 二輪車安全運転対策の推進		
オ 高齢運転者対策の充実		
カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底		
キ 自動車運転代行業の指導育成等		
ク 危険な運転者の早期排除		
実績		
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (県警運転免許センター) ・運転免許試験合格後の受験者に対し、運転免許取得時講習を実施 ・運転者教育機関である指定自動車教習所のレベルアップを図るため、定期的に講習や技能審査を実施して、指導員等の指導能力向上に努めた		
イ 運転者に対する再教育等の充実 (県警運転免許センター) ・運転免許取消処分者等に対し、処分内容に応じた講習や実車指導を適切に実施 ・視聴覚映像等を活用した講習及び実車による実践型の講習を実施		
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 (県警運転免許センター) ・悪質危険な行為により発生した交通事故の事例を明示し、安全運転意識の醸成に努めた ・「あおり運転」等に関する資料を各講習機関等に提供し、広報啓発を図った		
エ 二輪車安全運転対策の推進 (県警運転免許センター) ・原付試験合格者に対し、二輪車の特性等安全運転に関する講習や実技指導を行った ・指定自動車教習所の指導員等に対し、指導技能向上のための講習を実施		
オ 高齢運転者対策の充実 (県警運転免許センター) ・70歳以上の高齢者が運転免許の更新を円滑に行えるよう、県下の指定自動車教習所と連携して高齢者講習を行った		

- ・一定の病気に罹患している高齢運転者には、適性検査の受検を勧め、運転免許継続の可否を適正に判断するとともに、運転継続可の場合にも、交通事故防止のためのアドバイス等を積極的に実施

(県県民生活課)

- ・ラジオ放送による、高齢運転者の交通事故防止の呼びかけ
⇒「高齢者の交通事故防止について」(8/27 放送)
- ・高齢者交通事故防止キャンペーンの実施
(県交通運輸政策課)
- ・市町村が運行するコミュニティバスの運行支援
⇒11 市町が実施する、コミュニティバスの車両購入、利用促進等の取り組みを支援

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・全席シートベルト着用義務及びチャイルドシートの正しい設置方法などについて広報啓発
- ・基準に適合している乗車用ヘルメットの着用義務について広報啓発

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(県警交通企画課)

- ・自動車運転代行業者への立入調査を実施し、業務の適正化に努めた
- ・変更届未提出(遅滞)事業所の把握及び指導を徹底

ク 危険な運転者の早期排除

(県警運転免許センター)

- ・各警察署に対し、行政処分の早期上申や臨時適性検査該当者の発見報告を積極的に行うよう指導
- ・適正な処分執行を継続して実施するとともに、処分を故意に逃れようとする者に対しては、直接自宅を訪問する等して処分執行を行った

成果、課題及び改善点
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (県警運転免許センター) ・指定自動車教習所と連携し、道路交通法施行規則等の改正内容等に適合した教習カリキュラム及び採点基準へ見直しを図り、運転免許の適正な取得環境の整備を行った イ 運転者に対する再教育等の充実 (県警運転免許センター) ・行政処分対象者に行う講習は時間に限りがあることから、関係法令の改正等を踏まえた、現状に見合った講習内容に適宜改めるなど、効果的な講習を行っていく必要あり ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 (県警運転免許センター) ・悪質危険な交通違反を行った経験のある受講者に対しては、被害者の体験談などを教示する等真に効果のある講習内容を実施していく必要あり エ 二輪車安全運転対策の推進 (県警運転免許センター) ・原付講習では、初めて原動機付き自転車に乗車する者が対象となるため、個々の技量を見極めた上での実車指導を行うよう委託先の指定自動車教習所へ指導していく必要あり オ 高齢運転者対策の充実 (県警運転免許センター) ・認知症をはじめとする一定の病気に起因する重大交通事故を未然に防止するため、高齢運転者に係る相談受理事等をより効果的に実施していく必要あり (県県民生活課) ・ラジオ放送や高齢者事故防止キャンペーンの1万人訪問活動等により、高齢者自身の交通意識の高揚が図られた (県交通運輸政策課) ・実証運行、車両購入等への支援により、中山間地域の移動手段を確保 カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (県警交通企画課) ・一般道路における後部座席シートベルト着用率が45.1パーセントに留まっている状況から、全席着用義務について、チラシの配布や講習等を通じて、更なる周知を図る必要がある ・二輪車乗車用ヘルメットの正しい着用について、交通安全講習等を通じて、引き続き周知を図る必要がある キ 自動車運転代行業の指導育成等 (県警交通企画課) ・令和6年中の認定取消し事業所はなかった

- ・変更届未提出（遅滞）事業所及び安全運転管理者等講習未受講事業所への指導を徹底する必要がある

ク 危険な運転者の早期排除

（県警運転免許センター）

- ・各警察署に対し、交通事故事件の適正な捜査と行政処分 of 早期上申について、継続的な指導を徹底する必要がある

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(2) 運転免許制度の改善	機関名	県警運転免許センター
実績		
(県警運転免許センター) ・ 道路交通法施行規則等の改正に伴う運転免許制度の変更について、各種準備及び広報を実施した ・ 第二種免許の外国語学科試験問題（20 カ国）を作成		
成果、課題及び改善点		
(県警運転免許センター) ・ 今後の高齢化社会に適切に対応するため、道路交通法等の改正趣旨を踏まえた免許業務を推進する必要あり		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(3) 安全運転管理の推進	機関名	県警交通企画課
実績		
(県警交通企画課) - 安全運転管理者等法定講習を年間 32 回開催した - 安全運転管理者等未選任事業所の一掃を目指し、未選任事業所に関する情報収集や把握した未選任事業所への指導等を実施した - 法定講習未受講業者に対する行政指導及び受講促進を徹底した - ホームページに安全運転管理者選任事業所一覧を掲載し、未選任事業所に関する情報収集に努めた - 令和5年12月から義務化された「安全運転管理者のアルコール検知器を使用してのアルコールチェック等」について、講習等で広報啓発した		
成果、課題及び改善点		
(県警交通企画課) 関係団体との協力により、法定講習未受講業者を一掃する必要がある。 ⇒令和5年未受講事業所 11 事業所		

第 1 部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	機関名	運輸局
実績		
(運輸局) ・ 重大事故を引き起こした事業者や、相互通報制度に基づく通知のあった事業者等に対し監査を実施。また、関係機関と連携した監査や、法令違反を犯す前の予防的なものとして計画的に監査を実施。 ・ 平成 28 年 1 月に発生した軽井沢でのスキーバス事故を受けて、今年度は 1 回の街頭監査を実施		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・ 行政処分を行った事業者へのフォローアップ監査を実施しており、コンプライアンスの徹底等に取り組んだ ・ 関係団体の実施する研修会等に講師として出席し、安全対策等に関する周知を行った ・ 平成 28 年 1 月に発生した軽井沢でのスキーバス事故を契機として、監査件数の増加や充実を求められているが、監査要員不足がネックとなっている		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(5) 交通労働災害の防止等	機関名	労働局
ア 交通労働災害の防止対策の推進		
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化		
実績		
ア 交通労働災害の防止対策の推進 (労働局) ・全国安全週間準備説明会、全国労働衛生週間準備説明会、高知県産業安全衛生大会、各種協議会、各労働災害防止団体定期総会、その他の集団指導、監督指導等のあらゆる機会を通じ、事業主等に対し交通労働災害の状況及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知 ・自動車運転者を使用する事業場に対し、事業場における安全衛生管理体制の確立、自動車運転者に対する安全教育、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策、定期健康診断結果に基づく適切な健康管理の実施等について指導を行うとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知し交通労働災害防止対策の推進を図った ・関係行政機関と連携し、自動車運転者を使用する事業場に対する合同監督・監査の実施及び各種監督指導結果に基づく相互通報制度等の効果的運用を図った ・労働時間管理適正化指導員による自動車運転者を使用する事業場への個別訪問を実施し、適切な労務管理について指導を行うとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知		
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化 (労働局) ・労働基準法に基づく時間外労働の上限規制や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、関係行政機関及び関係業界団体と連携し、説明会等を通じて周知を図った。 ・自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保を目的とした監督指導を実施 ・関係行政機関と連携し、自動車運転者を使用する事業場に対する合同監督・監査の実施及び各種監督指導結果に基づく相互通報制度等の効果的運用を図った ・労働時間管理適正化指導員による自動車運転者を使用する事業場への個別訪問を実施し、適切な労務管理について指導を実施		
成果、課題及び改善点		
ア 交通労働災害の防止対策の推進 (労働局) ・課題等なし		
イ 自動車運転者の労働時間等労働条件の適正化 (労働局) ・課題等なし		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(6) 道路交通安全に関連する情報の充実	機関名	気象台 県消防政策課
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等		
イ 気象情報等の充実		
実績		
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県消防政策課) - 危険物輸送に関する情報提供の充実等 ⇒LP ガス販売店への立入検査(50件)時にLP ガス運搬車両に対して、移動の基準に対する確認及び指導を行った ⇒LP ガス販売店を対象とした(一社)LP ガス協会主催の講習会(7/23、7/25、8/6、8/20)において、移動の基準の遵守を周知 イ 気象情報等の充実 (気象台) - 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象庁ホームページや報道機関等を通じたリアルタイムでの情報の提供とともに、気象情報等の利用に関する広報や講習会の開催などにより、気象知識の普及等を行った。		
成果、課題及び改善点		
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県消防政策課) - 課題等なし イ 気象情報等の充実 (気象台) - 課題等なし		

第1部 道路交通安全		
4 車両の安全性の確保		
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	機関名	運輸局
ア 自動車の検査の充実		
イ 自動車点検整備の充実		
実績		
ア 自動車の検査の充実 (運輸局) ・令和6年度は一般街頭検査を8回行い、車両数390両について検査を実施 ⇒指定整備事業者に係る監査については、高知県の全指定自動車整備工場の約43%に立入り及び書面監査を実施		
イ 自動車点検整備の充実 (運輸局) ・9月から2ヶ月間を自動車点検整備推進運動の強化月間とし、街頭検査や講習会等の機会を捉え自動車ユーザーに点検整備の重要性を周知。また、タイヤ脱落や車両火災等点検整備不良に起因する事故について、自動車整備事業者に対し講習会にて適切に点検整備を実施するよう周知		
成果、課題及び改善点		
ア 自動車の検査の充実 (運輸局) ・街頭検査等により不正改造車両の排除を行ってきたが、未だに不正改造車が見受けられることから今後も排除に取り組んでいく必要あり ・自動車検査において、指定整備制度の利用率は高知県の約80%を占めており、指定整備工場の適正な運営、不正防止が不可欠なことから、事業者に対する監査体制を充実する必要あり		
イ 自動車点検整備の充実 (運輸局) ・自動車ユーザーの自動車の保守管理意識が低く、引き続き点検整備の重要性を周知していく必要あり ・未だにタイヤ脱落、車両火災等点検整備不良に起因する事故があることから、引き続き自動車整備事業者に対し適切な点検整備について以下の点も含め周知を図る必要あり ・事業用自動車の車両故障、火災等の防止 ・バスの車両火災事故防止		

第1部 道路交通安全		
4 車両の安全性の確保		
(2) 自転車の安全性の確保	機関名	県教委学校安全対策課
		県警交通企画課 県県民生活課
実績		
(県教委学校安全対策課) ・自転車の安全性の確保に関する交通安全教育の推進 ⇒「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育を実施（交通安全教室、交通安全指導等） ⇒各学校における自転車安全点検等の実践的な交通安全の取組を実施（各学校にて） ⇒交通安全教育教材「Traffic Safety News」の配付を実施（年間5回配付） ・自転車ヘルメット着用の推進 ⇒ヘルメット購入費用の補助・助成（対象：県内で自転車通学をしている児童生徒） （県内で自転車通学をしている小中高校生を対象に、ヘルメット購入に係る費用の一部の助成を行い、ヘルメット着用を促進（R6：県立学校生徒751件（R5：376件）に助成、20市町村（R6:1379件（R5:1200件）に補助） ⇒高校生による主体的な取組の支援（高知県学校安全総合支援事業（交通安全）に係る拠点校の生徒が作成した自転車ヘルメット着用推進に向けたイラストを県が発行する令和7年度自転車ヘルメット着用推進ポスターのイラストとして活用） ⇒県立中・高等学校を対象とした自転車ヘルメット着用啓発講話の開催 ⇒R7より、県立学校では通学用自転車登録時にヘルメットの所有を条件とすることを決定 その方法等について、学校とPTAで検討し、所有条件化や着用義務化を決定 (県警交通企画課) ・損害賠償保険への加入促進に関して、広報啓発 ・全年齢層に対し、自転車の点検整備・ヘルメットの着用を広報啓発 ・街頭で自転車の安全点検イベントを実施するなど、自転車利用者に直接働きかける活動を実施 ・ホームページやSNS・交通安全教室等において高額賠償事例等について広報啓発 ・SNSやデジタルサイネージを活用した広報啓発活動を実施 (県県民生活課) ・高知県自転車対策連絡協議会開催（4/5付け、書面） ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン（5月）を実施 ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施 ⇒各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター：800部 ・ラジオ等を活用した広報活動の実施 ⇒5月7日に「自転車の安全利用について」と題して放送を実施 ・自転車の安全利用啓発動画をテレビCMやデジタルサイネージで放映し広報啓発を実施		

成果、課題及び改善点
(県教委学校安全対策課) ・児童生徒の日常的な自転車の整備や点検及びヘルメット着用の習慣化、損害賠償保険の加入促進に向けて、交通安全教育及び啓発を工夫しながら継続的に行っていく必要あり。特に、ヘルメット着用については、令和7年度も「自転車ヘルメット着用推進事業」を継続実施し、着用の促進を図る。 ・通学路の安全確保については、通学路安全推進会議を軸に、各市町村における取組を今後も促していく (県警交通企画課) ・自転車の安全性の確保に向け継続して活動を実施していく必要あり (県県民生活課) ・自転車利用者のマナーアップを広く県民に訴え、自転車の安全な利用の促進を図った ・動画を活用し「全ての自転車利用者のヘルメット着用（努力義務）」や「自転車損賠賠償保険等への加入」について広報啓発ができた

第 1 部 道路交通安全の安全		
5 道路交通秩序の維持		
(1) 交通の指導取締りの強化等	機関名	県警交通指導課 県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路（株）
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等		
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等		
実績		
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 (県警交通指導課)		
・ 交通事故抑止に資する交通指導取締り ⇒ 交通流の実態、交通事故の発生状況、交通違反の実態、住民等からの取締り要望等を踏まえた交通指導取締り計画を策定し、その地域の実情に沿った交通指導取締りを実施するとともに、PDCA サイクルを機能させた交通事故抑止効果等の検証に基づき、取締り時間・場所・体制等の見直しを行い、交通事故抑止に資する効果的な取り組みを推進		
・ 死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険な飲酒、無免許、高速運転に重点を指向した交通取締りを行った結果、飲酒運転 198 件（前年比－4 件）、無免許運転 140 件（前年比±0 件）、速度違反 9,835 件（前年比＋1,693 件）、合計 10,173 件（前年比＋1,689 件）を検挙		
・ 被害軽減対策の強化 ⇒ 交通事故発生時の被害軽減を図るためシートベルトやチャイルドシートの違反取締りを重点的に推進した結果、6,174 件（前年比－846 件）を検挙		
・ 歩行者優先等「人に優しい」道路環境づくり ⇒ ドライバーに対し歩行者優先意識を醸成させ、歩行者に優しい道路環境を確立するため、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを強化した結果、信号無視 4,481 件（前年比－780 件）、歩行者妨害等 1,380 件（前年比＋205 件）、一時不停止 10,686 件（前年比＋138 件）、合計 15,767 件（前年比－437 件）を検挙		
・ 自転車利用者に対する交通指導取締り ⇒ 他の通行車両や歩行者に危険を与えるなど、交通事故に直結するような危険な違反や現場における警察官の再三の指導警告に従わない悪質・危険な違反者に対する交通取締りを推進し、悪質・危険な違反者 33 人を検挙するとともに、指導警告票 17,926 件（前年対比＋4,916 件）を交付 ⇒ また、街頭において自転車マナーの向上を促す広報啓発活動を積極的に行い、幅広い年代の自転車利用者に対して直接指導することができた		
・ 通学路や生活道路における交通指導取締り ⇒ 住民からの速度違反取締りの要望があるものの、取締場所の確保が困難であった通学路や生活道路を重点に、可搬式オービスを活用した速度違反取締りを 70 回実施するなど、積極的に取り組むことで速度抑止に向けた交通指導取締りを行った		
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 (県警高速道路交通警察隊)		
・ 交通事故分析に基づいた交通取締りを行うとともに、各インターチェンジにおいてシートベルト取締りを強力に実施		

- ・交通事故に直結するおそれのある速度超過及び効果的な取締りを強化したほか、あおり運転を助長する車間距離不保持違反等の継続的な交通取締りを実施
- ・逆走・立入り等の危険行為の防止を図るため、管轄警察署と連携した高齢者講習等を実施し、高速道路の安全利用の周知徹底を目的とした広報啓発を行った
(西日本高速道路(株))
- ・高速道路交通警察隊による交通指導取締り活動に対し、ヤード確保などで協力

成果、課題及び改善点

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

(県警交通指導課)

- ・交通事故抑止に資する交通指導取締り
⇒交通死亡事故等重大事故の抑止のため飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過や信号無視、一時停止違反、歩行者妨害違反などの交差点関連違反を中心とした指導取締りを継続するほか、交通事故発生時の被害軽減を目的とした速度違反、シートベルトやチャイルドシート違反の取締りについても一層強化して取り組む。また、地域の交通実態等の分析に基づいた交通事故抑止に資する活動等についても継続的に推進していく。
- ・自転車利用者に対する交通指導取締り
⇒自転車は運転免許が必要ない気軽で身近な乗り物として、幅広い年齢層に利用されている一方、自転車が絡んだ交通事故では、自転車利用者の約8割に何らかの法令違反が認められ、依然として信号無視違反、通行禁止違反、無灯火など、基本的な交通ルールが守られている状況ではない。
事故全体に占める自転車事故の割合は、過去5年間20%台で増減を繰り返しているものの、ほぼ横ばいの状況(令和6年 21.8%)である。
よって、交通ルール遵守や交通マナーの向上が喫緊の課題であると捉え、「指導警告票」や「自転車安全指導カード」等を積極的に活用した街頭活動を継続するほか、違反行為により、歩行者を含む周囲の交通に危険を生じさせたり、警察官の再三の指導警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な違反に対して強力に取締りを推進する必要がある。

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

(県警高速道路交通警察隊)

- ・被害軽減対策としてインターチェンジでのシートベルト・チャイルドシート装着義務違反の取締りを行う必要がある。また、高速運転、漫然運転による交通事故対策として、速度超過、車間距離不保持違反等を抑止するため、引き続きパトカーを見せる活動の強化を図る必要がある
- ・逆走・立入り等の危険行為について、引き続き管轄警察署との緊密な連携のもと積極的に取り組む必要がある
(西日本高速道路株式会社)
- ・高速道路の安全・安心のため、引き続き交通指導取締り活動に対し協力していく

第1部 道路交通安全		
5 道路交通秩序の維持		
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	機関名	県警交通指導課
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底		
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化		
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進		
実績		
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (県警交通指導課) ・危険運転致死傷罪の適用を視野に、飲酒運転等が関係する交通事故事件において、初動捜査段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官等が臨場し、科学的捜査に基づき各署(隊)の捜査支援を実施 ⇒危険運転致死傷罪 検挙 4件 内訳 危険運転致死罪 0件 危険運転致傷罪 4件		
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 (県警交通指導課) ・重大交通事故発生時には、初動捜査段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官等が臨場し、各署(隊)の捜査支援を実施 ⇒ひき逃げ事件 発生 25件 検挙 24件 (検挙率96%) ・交通指導課に交通事故鑑識官以下4人体制の交通鑑識班を設置し、交通事故事件捜査統括官指揮の下、県下で発生した重大事故現場に初動捜査段階から臨場し、各署(隊)捜査員に対する実践的指導・支援を行うなど、各署(隊)捜査員の捜査能力向上に努めた ・先進的技能を有する大阪府警交通部交通捜査課に、本県警察官1人を2年間派遣し、専門的知識を有する捜査幹部候補として若手捜査員を育成するとともに、帰県後は原則交通指導課に配置して交通事故事件捜査統括官指揮の下、署(隊)の捜査指導を行わせている		
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (県警交通指導課) ・重大交通事故発生時には、交通事故事件捜査統括官指揮の下、交通事故鑑識官等が初動捜査段階から臨場し、初動捜査体制の確立、事件指揮、客観的証拠の採証活動等実践的指導教養を徹底し、緻密かつ適正な捜査活動を展開 ・高度な正確性と再現性を有する計測機「3Dレーザースキャナシステム」により、事故痕跡や速度鑑定等に必要な資料を正確に撮影・採証することが可能となっている		

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

(県警交通指導課)

- ・危険運転致死傷罪の適用が見込まれる交通事故事件が発生すれば、初動捜査段階から交通鑑識班等を派遣して捜査支援を行っているが、客観的証拠に基づく立証のためには、多数の関係者からの事情聴取、痕跡からの速度鑑定、ドライブレコーダーの解析などが必要であり、そのための十分な体制を確立する必要がある

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

(県警交通指導課)

- ・大量退職・大量採用の煽りを受け、交通捜査員の世代交代が進んでおり、交通捜査員の捜査能力低下が懸念されていることから、中堅及び若手捜査員に対する指導育成を推進して全体の捜査能力を向上させていく必要がある

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

(県警交通指導課)

- ・3D レーザースキャナシステムは、令和6年1月からシステムがバージョンアップし、現行型の3D レーザースキャナとして機器が更新されたことで、作業効率のアップが図れている
- ・重大交通事故事件発生時は、初動捜査の段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官を派遣して捜査支援しているが、交通指導課においては、当直勤務等で常時十分な専従体制が確保できない一面がある。

また、休日及び夜間に重大事故が発生した場合は、課員を招集して対応しているために、立ち上がりに時間を有するなど、休日や夜間における初動捜査体制が十分に確立されていない。

第1部 道路交通安全の安全		
5 道路交通秩序の維持		
(3) 暴走族等対策の推進	機関名	運輸局 県警交通指導課 県県民生活課 県教委学校安全対策課
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実		
イ 暴走行為阻止のための環境整備		
ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化		
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止		
オ 車両の不正改造の防止		
実績		
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県警交通指導課) ・ラジオ放送により、暴走行為の追放やその行為に対する取り組みなどを紹介することで、県民一人ひとりが「暴走行為をしない・させない・許さない」という意識を持ち、暴走行為のない環境づくりの大切さを認識させることで、暴走行為追放の気運高揚を図った ・原付バイクの安全運転講習等の機会を捉え、運転免許を有する高校生を中心に、暴走行為の阻止に向けた指導、教養を実施 (県県民生活課) ・高知県交通安全推進県民会議暴走族対策推進幹事を主体とする「暴走族対策実務担当者情報交換会」による情報共有 (県教委学校安全対策課) ・実績なし		
イ 暴走行為阻止のための環境整備 (県警交通指導課) ・初日の出暴走対策として、暴走集団、見物人等群衆の集合及び集場所として利用されるコンビニ等の施設管理者や道路管理者に協力を要請し、駐車場等の部分閉鎖やパトカーの配置等の措置を実施		
ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化 (県警交通指導課) ・暴走行為等に対する110番通報等の分析に基づき、本部執行隊と各署が連携した集団取締りを実施した結果、整備不良等の道路交通違反を85件検挙 ・令和7年の初日の出暴走特別取締りに際して、特に、早朝の暴走行為が予想される花海道周辺において警戒に当たり、悪質危険な違反行為を積極的に検挙		
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県警交通指導課) ・学校警察連絡制度を有効に活用し、学校や保護者と連携し、暴走行為の防止や再犯防止などに関する支援を実施		
オ 車両の不正改造の防止		

(運輸局) ・令和6年度の街頭検査回数8回、検査車両数390両について実施 ・また、自動車整備事業者に対し、不正改造車排除に係る研修会を5回実施 (県警交通指導課) ・四国運輸局高知運輸支局、近隣警察署と不正改造車について平素から情報共有を図り、整備不良車の把握や検挙に努めている
成果、課題及び改善点 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県警交通指導課) ・取締りの強化や若者の意識変化により、従来の組織的な暴走族は壊滅し、バイク2～3台程度の少数台数による単発的、ゲリラ的な暴走行為が主流となっている。 全国的に「旧車會」と呼ばれるグループが、走行会と称して集団で走行し、エンジンの空ぶかしや低速走行により、他の交通に迷惑をかけることが懸念される。 (県教委学校安全対策課) ・課題等なし (県県民生活課) ・未だに暴走行為が確認されていることから、引き続き「暴走族対策実務担当者による情報交換会」において情報共有が必要 イ 暴走行為阻止のための環境整備 (県警交通指導課) ・旧来のインターネット上への書き込みによる集団走行への勧誘に替わり、暴走行為参加者同士がコミュニケーションアプリ「LINE」等により情報共有しているため、事前情報の入手が困難化している ・初日の出暴走特別取締りに際し、暴走集団や見物人等群衆の集合場所として利用されるコンビニ等の施設管理者や道路管理者に対して、今後も駐車場の封鎖等の協力を要請していく ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化 (県警交通指導課) ・バイク少数台による暴走が単発的、ゲリラ的に敢行されており、現場到着するも、既に逃走を図り未発見の状態になっているため、110番通報による時間帯や発生場所等の分析を行い、週末等の曜日にとらわれることなく、関係各署と連携を密にした取締りが必要 ・暴走を敢行する者は、警察官の追跡を免れるため、無謀な逃走を図ることから、事故防止に留意し、採証措置を講じながらの追跡が必要 ・令和6年の暴走行為に関する110番通報は218件で、前年から40件増加。県民からのタイムリーな情報提供が重要であることから、積極的な通報について広報。 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県警交通指導課)

- ・過去に検挙した者の中には、暴走行為に及ばないものの、旧車會グループに加入、或いは集団走行に参加するなど、依然として暴走指向が強い者がいることから、学校等の関係機関と連携し、再犯防止や立ち直り支援を継続していく必要がある

オ 車両の不正改造の防止

(運輸局)

- ・台数は減ってきているものの依然として不正改造車が散見されることから、不正改造車を排除し自動車の安全運行を確保する必要あり
- ・自動車のユーザーのみならず不正改造を行った事業者への対処を強化する必要がある。また、不正改造車情報提供窓口に寄せられた情報については、不正改造車使用者あて不正改造の事実確認および不正改造の事実があった場合の警告ハガキの送付を行う。

(県警交通指導課)

- ・過去に検挙した者の中には、暴走行為に及ばないものの、旧車會グループに加入、或いは集団走行に参加するなど、依然として暴走指向が強い者がいることから、学校等の関係機関と連携し、再犯防止や立ち直り支援を継続していく必要がある

第1部 道路交通安全		
6 救助・救急活動の充実		
(1) 救助・救急体制の整備		
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進 オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	機関名	県教委学校安全対策課 県警交通企画課 県警運転免許センター 県消防政策課 県保健政策課 県医療政策課 西日本高速道路（株）
実績		
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 （県保健政策課） ・高知 DMAT 研修（1回）、DMAT ロジスティック技能向上研修及び高知 DMAT 技能維持研修（2回）を実施 ・災害発生時のシュミレーション能力を高めることで災害対応力を向上させる、また、指揮命令系統の重要性を学ぶ災害医療図上演習（エマルゴ）（1回）を実施 ・多数傷病者への適切な対応及び災害現場で実施すべきことを学ぶ MCLS 研修を実施（標準コース、インストラクターコースは各1回） ・医療機関をはじめ、消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、テロ事案等の多数傷病者の発生が想定される特殊災害に対応するための CBRNE 災害対策研修を初開催		
イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 （県教委学校安全対策課） ・AED の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及・啓発 ⇒教職員の指導力・実践力の向上を目的とした「安全教育研修会」の開催 （オンデマンド研修：7月19日～8月30日、539名参加、拠点校の実践報告書の閲覧） ⇒心肺蘇生訓練用品（訓練用 AED）の積極的な活用（県立学校へ提供） （県警交通企画課） ・講習等の機会を通じ、自動体外式除細動器を使用した応急手当の普及啓発活動を実施 （県警運転免許センター） ・指定自動車教習所で行う運転免許取得時の応急救護教習が適正に実施されているか、適宜現場を視察する等して必要な指導を実施 （県消防政策課） ・消防機関で行う自動体外式除細動器（AED）の使用を含んだ応急手当についての講習会等を行い、普及啓発を図った		
ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 （県消防政策課）		

- ・各消防機関による救急救命士の計画的な養成を図った

エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進

(県消防政策課)

- ・ドクターヘリの出動時の対応等として、消防防災ヘリでの救急業務を実施
(県医療政策課)
- ・基地病院に対する、ドクターヘリの運航経費の補助
- ・定期的なドクターヘリ搬送事例の事後検証
- ・ドクターヘリ離着陸場所の増加

オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

(県消防政策課)

- ・知識・技術等の向上を図るため、消防学校における教育訓練を実施

カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

(県消防政策課)

大豊から須崎間の災害事案にかかる図上訓練を実施

(西日本高速道路(株))

- ・高速道路での重大事故対応力向上を目的とした「災害図上訓練」や「センターブロック事故復旧訓練」を実施することで、高速道路沿線の関係機関(高速隊・消防・医療・道路管理者等)との相互連携を強化を図った

⇒令和6年10月に机上訓練(約80名参加)、11月にセンターブロック事故復旧訓練(約40名参加)を実施、想定される事故対応への意見交換及び現地での訓練を行うことで緊急事象発生時における連携体制の強化を図った

成果、課題及び改善点
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 (県保健政策課) ・医療従事者等の災害対応能力の維持及び向上及び消防、警察などの関係機関との連携体制の強化に繋がった ・引き続き、研修や演習を行い医療従事者等の技能維持・資質向上が必要 イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (県教委学校安全対策課) ・大学の教員養成課程における講義等で、AED 使用を含む心肺蘇生法等の事故対応の在り方を研修する機会を提供できた。今後も、学校事故対応について、各学校における危機管理マニュアルの見直しや教職員の校内研修の実施を促していく (県警交通企画課) ・引き続き、各種講習等を通じて普及啓発に努めていく必要あり (県警運転免許センター) ・応急救護措置及び AED の取扱い要領について、今後も運転免許取得時の講習が効果的かつ有効的な講習が行われているか確認する必要あり (県消防政策課) ・県民に対する応急手当講習等の実施による救命効果の向上 ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 (県消防政策課) ・各消防機関による救急救命士の計画的な養成 エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進 (県消防政策課) ・ドクターヘリが他の事案に出動中、または対応できない事案に対して、消防防災ヘリで救急業務を実施することにより円滑に対応 (県医療政策課) ・ドクターヘリの運航経費の補助により、ドクターヘリの円滑な運航を実施 ・ドクターヘリ搬送事例の事後検証実施による、関係者間での情報共有 オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (県消防政策課) ・複雑多様化する救助・救急事象に対応する救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上のため、消防学校等において教育訓練を実施 カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (西日本高速道路（株）) ・現場で起こりうるあらゆる事態に対応できるよう、今後も引き続き図上訓練や実動訓練及び消火設備等を実施していくことで、各関係機関との連携強化を図っていく

第1部 道路交通安全		
6 救助・救急活動の充実		
(2) 救急医療体制の充実	機関名	県保健政策課 県医療政策課
ア 救急医療機関等の機能維持		
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等		
ウ ドクターヘリの運航体制の充実		
実績		
ア 救急医療機関等の機能維持 (県医療政策課) ・平日夜間小児急患センター、小児二次救急輪番病院の運営に対する支援 ・高知赤十字病院及び近森病院に対し、救命救急センターの運営費を補助 ・小児二次輪番病院の医師の負担を軽減するため、トリアージ担当看護師設置を支援 ・小児救急勤務医に対する手当の支給を助成することにより、小児救急勤務医の処遇を改善 ・テレビ・ラジオ等を通じ、救急医療や小児医療の適正受診について啓発 ・小児電話相談事業により、保護者の不安を軽減するとともに、小児救急輪番病院の負担を軽減		
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (県保健政策課) ・高知大学医学部において、災害・救急医療支援プロジェクトを実施		
ウ ドクターヘリの運航体制の充実 (県医療政策課) ・基地病院に対する、ドクターヘリの運航経費の補助 ・定期的なドクターヘリ搬送事例の事後検証 ・ドクターヘリの離着陸場所の確保 ・ドクターヘリのより安全な運航に向け、運航要領を改正		

ア 救急医療機関等の機能維持

(県医療政策課)

- ・救急医療機関等に対する運営費の支援により、機能を維持
- ・救急車で搬送した患者のうち軽症者患者の割合が高い
- ・救命救急センター（3病院）への救急搬送の割合が高い
- ・休日及び夜間の救急医療体制の維持
- ・医師の確保及び勤務環境の更なる改善
- ・救急医療の適切な利用を促すため、継続的な啓発が必要

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

(県保健政策課)

- ・高知大学医学部における救急部の初期研修医の受入れ人数増などに繋がった
- ・災害・救急医療に携わる医師の更なる確保が必要

(県医療政策課)

- ・救急医療従事者の資質向上
- ・救急医療を担う医師の確保

ウ ドクターヘリの運航体制の充実

(県医療政策課)

- ・ドクターヘリの活用を促進
- ・ドクターヘリ不在時のバックアップ体制を確保
- ・より迅速な医師の現場派遣と搬送の体制が必要

第1部 道路交通安全		
6 救助・救急活動の充実		
(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	機関名	県警交通企画課
		県消防政策課 県医療政策課
実績		
(県警交通企画課) ・医療連携システムによる協力体制を確保し、必要な情報を共有 (県消防政策課) ・各消防本部において、関係医療機関と合同検証会を行った (県医療政策課) ・ドクターヘリの効果的・効率的な活用についての検討		
成果、課題及び改善点		
(県警交通企画課) ・救急医療現場に提供する画像についてタイムリーな活用に努める必要あり (県消防政策課) ・引き続き各消防本部で医療機関との合同検証会を開催し、救急活動の向上を図っていく (県医療政策課) ・ドクターヘリ、ドクターカーなどの救急医療資源の有効活用を図ることが必要		

第1部 道路交通安全の安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底	機関名	運輸局
		県警交通企画課
実績		
(運輸局) ・自賠責制度の重要性・役割、無保険車運行の違法性や被害者保護の重要性を広く周知することにより自賠責保険への加入促進を図るため、9月を中心に、ポスター・リーフレットの配布及び広報・啓発依頼を地方公共団体や関係団体等に行い、広報・啓発事業を実施 (県警交通企画課) ・交通安全運動や各種交通安全教室等の機会において、自賠責保険(共済)への加入等に関して広報啓発		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・街頭取締や監視活動において、未だに二輪車の期限切れが確認されるところから、引き続き、広報活動を通じた周知が必要 (県警交通企画課) ・引き続き、自賠責保険(共済)への加入についての広報啓発活動を実施していく必要あり		

第1部 道路交通安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(2) 交通事故相談活動の推進	機関名	県県民生活課
実績		
(県県民生活課) ・令和6年度の交通事故相談所の相談件数は210件 ⇒内訳・・・電話相談 175件 面接相談 35件		
成果、課題及び改善点		
(県県民生活課) ・交通事故に関する助言を必要とする県民を支援するため、交通事故相談所の一層の周知が必要		

第1部 道路交通安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	機関名	運輸局 県警交通指導課 県県民生活課
ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進		
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等		
ウ 公共交通事故被害者への支援		
実績		
ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進 (県県民生活課) ・交通事故相談所での相談受付 ・RKC ラジオ広報(2/25 放送)により、交通事故相談所の利用について周知を図った		
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等 (運輸局) ・被害者支援に関するフォーラムに参加 (県警交通指導課) ・交通事故被害者等に対して、交通事故概要、捜査経過、刑事手続き、行政処分、自動車保険制度等の情報を提供するとともに、「交通事故被害者の手引き」を配布し、被害者等の心情に配慮し、被害者のニーズに応えるきめ細やかな被害者支援を推進 ・特に、死亡、重傷、ひき逃げ事故等の重大な被害者連絡対象事件に関しては、当課も対象事件として把握、管理するとともに、当該事件を管轄する各署(隊)に対し、被害者等への支援実施を指示		
ウ 公共交通事故被害者への支援 (運輸局) ・関係団体を通じ、「被害者等支援計画」の策定・公表を促進		

ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進

(県民生活課)

- ・交通事故相談所において、援護問題に関する相談に対応
- ・援護問題に関する相談も含めて、交通事故相談所の一層の周知が必要

イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等

(運輸局)

- ・被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要あり

(県警交通指導課)

- ・被害者のニーズに応えるためには、警察署交通課、警察本部、検察庁、各関係機関・団体との連携を強化して対応する必要あり
- ・交通事故被害者等に対し、早期に「交通事故被害者の手引き」を配布するとともに、交通事故の概要、捜査経過、刑事手続き等を適時適切に説明を実施
- ・事件送致後も、刑事処分結果や行政処分結果等、可能な範囲において被害者のニーズに応えるきめ細やかな対応が必要
- ・当課に設置した被害者連絡調整官により、各署（隊）における被害者連絡について指導・助言するなど、状況に応じて、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を検討する必要あり

ウ 公共交通事故被害者への支援

(運輸局)

- ・公共交通事業者が策定・公表する「被害者等支援計画」は、全国的に策定・公表が進んでいないので、引き続き関係団体を通じて策定促進を図る
- ・被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要あり
- ・被害者等にコンタクトカードを直接お渡しできない場合は、医療機関、警察署交通課、各関係機関と連携して配布する必要あり

第1部 道路交通安全の安全		
8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通安全の確保		
(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	機関名	地方整備局
ア 災害に備えた道路の整備		県警交通規制課
イ 災害に強い交通安全施設等の整備		県南海トラフ地震対策課
ウ 災害発生時における交通規制		県道路課 西日本高速道路 (株)
実績		
ア 災害に備えた道路の整備 (地方整備局) ・「四国8の字ネットワーク」の整備 ・緊急輸送路となるバイパス等の整備 ・「道の駅」の整備促進 (県南海トラフ地震対策課) ・市町村による避難場所への誘導標識の設置を支援 (県道路課) ・令和6年度橋梁耐震対策：8橋完成 ・令和6年度道路法面防災対策等：15箇所に対策完了		
イ 災害に強い交通安全施設等の整備 (地方整備局) ・CCTV ⇒新設 4基(土佐)：南国安芸道路4基 ・道路情報板 ⇒新設 3基(土佐)：南国安芸道路3基 ⇒更新 6基(土佐)：国道32号3基、国道33号2基、国道55号1基 (県警交通規制課) ・信号機電源付加装置を9基新設 ・信号制御機の高所設置を9ヶ所設置 (県道路課) ・実績なし		
ウ 災害発生時における交通規制 (地方整備局) ・異常降雨等による全面通行止めの実施 ⇒6回：土佐6回＋中村0回 ・積雪等により全面通行止めの実施 ⇒3回：土佐3回＋中村0回 (県警交通規制課) ・警察官による滅灯信号機復旧訓練を実施 ・道路管理者等との合同による、災害対策基本法に基づく道路啓开区間指定、緊急交通路指定等の訓練を実施		

(西日本高速道路 (株)) ・災害時における緊急交通路の適切な確保に向けて災害対応計画書の継続的な見直し、改善を行い、大規模地震、津波、大雨等を想定した災害対応訓練を継続的に実施することで対応力を強化
成果、課題及び改善点
ア 災害に備えた道路の整備 (地方整備局) ・近い将来発生が予想されている南海地震等や豪雨等における災害に対して、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークの確保が必要。緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策や防災及び津波に対する高規格幹線道路の整備を推進。 ・南海地震に備え、地震発生時の応急活動を迅速に行うため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を実施。緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策は出来る限り早期の完了を目標に実施。緊急輸送道路以外の橋梁についても、孤立集落の発生の可能性や、復旧までの期間を考慮し、対策を実施していく必要あり。 (県南海トラフ地震対策課) ・市町村による避難場所への誘導標識の設置に係る経費について、高知県地域防災対策総合補助金で支援 ⇒令和6年度実績：4市町村 (県道路課) ・南海トラフ地震に備え、地震発生時の迅速な応急活動が可能となるよう、緊急輸送道路や啓開道路等の橋梁の落橋対策を実施 ・緊急輸送道路以外の橋梁についても、南海トラフ地震等の発生時の啓開・復旧までの期間や、孤立集落の発生の可能性を考慮し、対策を実施していく必要あり イ 災害に強い交通安全施設等の整備 (地方整備局) ・災害が発生した場合においても、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進 ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間において、道路情報板及びCCTVの設置を促進 ・情報提供方法をIT化することにより、発信情報を迅速化 ⇒表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など多面的に活用 (県警交通規制課) ・南海トラフ地震等の大規模災害発生時における、津波からの緊急避難路の確保や緊急輸送路の早期復旧を図るため、交通信号機への電源付加装置の計画的な整備拡大が必要 (県道路課) ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間等において、道路情報板の設置を進めており、高知県内に186基（令和6年度末）設置

ウ 災害発生時における交通規制

（地方整備局）

- ・災害発生時における被災地や車両の流入抑制等、迅速かつ的確な対応が必要
- ・災害発生時には、迅速な状況確認を行い、緊急交通路を早期に指定して、混乱を抑止する必要あり
- ・被害想定が見直されれば、緊急交通路関係の見直しが必要

（県警交通規制課）

- ・道路管理者等関係機関との合同による訓練を継続して行い、手順・連携等の精度を高めていく必要あり

（西日本高速道路（株））

- ・大規模地震・津波・大雨等を想定した災害対応訓練を継続実施
⇒引き続き災害対応訓練を実施し、発災時の対応力を向上させる

第1部 道路交通安全の安全		
8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保		
(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発	機関名	総合通信局
ア 災害時を想定した交通安全教育の実施 イ 災害発生時における情報提供の充実		地方整備局 県警交通規制課 県県民生活課 県道路課 西日本高速道路（株）
実績		
ア 災害時を想定した交通安全教育の実施 （県県民生活課） ・RKC ラジオ及び広報紙による広報啓発		
イ 災害発生時における情報提供の充実 （総合通信局） ・実績等なし （地方整備局） ・道路情報板 ⇒新設 3基 ⇒更新 6基 （県警交通規制課） ・実績なし （県道路課） ・南海トラフ地震臨時情報の発表に対して、道路情報板等で情報提供を行った （西日本高速道路（株）） ・高速道路の本線・休憩施設に滞留したお客様に災害情報を適切に提供するための環境整備を行った		

成果、課題及び改善点
ア 災害時を想定した交通安全教育の実施 (県民生活課) ・ 災害時の適切な道路利用に対する普及啓発が重要課題 イ 災害発生時における情報提供の充実 (総合通信局) ・ 課題等なし (地方整備局) ・ 災害が発生した場合においても、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進 ・ 異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生懸念される区間において、道路情報板の設置を促進 ・ 情報提供方法を IT 化することにより、発信情報の迅速化 ⇒表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など多面的に活用 (県警交通規制課) ・ 交通流監視カメラ等の交通情報収集システムの整備を継続的に図る必要あり (県道路課) ・ 異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生懸念される区間等において、道路情報板の設置を進めており、高知県内に 186 基（令和 6 年度末）設置 (西日本高速道路（株）) ・ 引き続き災害発生時における情報提供の充実を図っていく

第 2 部

鉄道交通の安全

第2部 鉄道交通の安全		
1 鉄道交通環境の整備		
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・老朽化施設を含めた鉄道施設等全体の健全度を的確に把握 ・適切な鉄道施設等の維持管理のための補修計画の策定及び定期的な補修等を行うよう指導 ・引き続き軌道や路盤の強化、法面等の改修のほか耐震対策等の推進を指導 ・駅施設について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備、段差の解消などバリアフリー化を推進するよう指導 （四国旅客鉄道（株）） ・定期的な点検を実施するとともに、のり面防護工、落石止柵・落石防護網などの災害防止対策を継続して実施 ⇒法面護工 . . . 2箇所 ⇒落石防護網 . . . 5箇所 （土佐くろしお鉄道（株）） ・南海トラフ地震に備え、民家等に影響を及ぼすおそれのある高架橋の耐震対策として高架橋柱の補強工事の整備 ⇒宿毛線 高架橋柱 15本 ⇒ごめん・なはり線 高架橋柱 15本 ・定期検査を実施した高架橋で、補修が必要と診断された所を5箇年計画で補修していき、コンクリート剥落による一般公衆への危険を取り除き、かつ、構造物（老朽化）の長寿命化を図った ⇒ごめん・なはり線 高架橋 70 m² （とさでん交通（株）） ・重軌条化及びPC枕木化交換工事 ⇒伊野線 高知城前停留場～県庁前停留場間 上下線各 44m ⇒栈橋線 梅の辻停留場～栈橋通一丁目間 上下線各 52m ・電車線張替工事 ⇒宝永町停留場～葛島東詰停留場間 下り 1,091m ・通信線貼替 ⇒小籠通停留場～東工業前停留場間 786.6m ・電柱建替工事 ⇒後免線 1本・伊野線 3本 ・き電線張替工事 ⇒小籠通停留場～住吉通停留場間 966m ・変電所設備 ⇒知寄変電所主要変圧器更新 No.1 1台		

成果、課題及び改善点
(運輸局) ・ 鉄道施設等を適切に維持管理するためには、定期検査等による鉄道施設等の健全度の把握と老朽化施設の補修計画の策定及び定期的な補修等が必要 ・ 多発傾向にある自然災害に対応するために、軌道や路盤の強化、法面等の改修が必要 ・ 南海トラフ地震に対応した鉄道施設等の耐震対策の推進が必要 ・ 駅施設について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化の推進が必要 (四国旅客鉄道 (株)) ・ 計画通りに災害防止対策を実施 (土佐くろしお鉄道 (株)) ・ R6年度の宿毛線 高架橋柱補強工事の当初計画は17本の予定であったが、近年の資材物価等の高騰により、予算内での施工が困難であったため、計画本数を2本減とし、15本での施工を完了した。また阿佐線も同様に、物価高騰の影響を受け、予算内での施工が困難であったため、計画本数を2本減とし、15本での施工を完了した。当該鉄道施設の安全性においては、南海トラフ地震等に備え、向上を図ることが出来た。 ・ 阿佐線 高架橋補修については、工事を進める中で新たに修復が必要な箇所が発見されたため、当初計画の51㎡から70㎡に施工箇所を修正し、工事完了。当該施設においては、高架橋下へのコンクリート剥落等を防ぐため、安全性の向上を図ることが出来た。 (とさでん交通 (株)) ・ 重軌条化及びPC枕木化交換により軌道の耐久性が向上し、安全性の確保と長期的な経費削減が図れた ・ 電車線・通信線・電柱・き電線の張替や建替えにより耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた ・ 知寄変電所編成機器更新により耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた

第2部 鉄道交通の安全		
1 鉄道交通環境の整備		
(2) 鉄道保安設備等の整備	機関名	四国旅客鉄道（株）
		土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
(四国旅客鉄道（株）) ・高知県内の実施はなかった (土佐くろしお鉄道（株）) ・木マクラギをPCマクラギに交換し、車輪押圧や輪重による軌道狂いに対する軌道強化を行うことにより列車運行の安全性向上を図った ⇒中村線 1,467本 ・経年による腐食・摩耗・波状摩耗のレールを交換し、軌道強化により脱線等の事故発生リスクを低減し列車運行の安全性向上を図った ⇒中村線 711m (とさでん交通（株）) ・実績なし		
成果、課題及び改善点		
(四国旅客鉄道（株）) ・課題等なし (土佐くろしお鉄道（株）) ・令和6年度年度工事計画のPCマクラギ交換及びレール交換を実施し、鉄道施設の安全性の向上が図れた (とさでん交通（株）) ・課題等なし		

第2部 鉄道交通の安全

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

		機関名	運輸局
			四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）

実績

(運輸局)

・全国交通安全運動（春、秋）、踏切事故防止キャンペーン（11月1日～10日）時に学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、関係機関等の協力の下、広報活動を幅広く積極的に実施

運 転 事 故

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全国	件数	727	715	670	639	615	483	542	584	680	－
	死者	286	307	278	255	254	236	262	275	293	－
	負傷者	339	337	277	283	358	180	203	236	283	－
四国	件数	25	31	24	28	24	27	30	29	31	33
	死者	14	13	11	12	10	15	11	18	14	14
	負傷者	9	8	4	10	11	6	9	4	5	9
高知	件数	4	2	9	4	3	4	7	5	7	2
	死者	1	0	3	0	0	1	1	2	1	1
	負傷者	3	0	2	3	3	0	3	2	3	0

踏 切 事 故

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全国	件数	236	223	250	228	211	165	217	195	257	－
	死者	101	96	111	89	84	74	96	92	103	－
	負傷者	62	93	58	60	132	43	61	45	61	－
四国	件数	8	20	14	16	11	12	15	12	20	17
	死者	3	5	7	5	3	4	4	6	7	4
	負傷者	3	5	0	6	5	4	4	0	3	4
高知	件数	1	1	5	0	1	1	1	2	4	0
	死者	0	0	3	0	0	0	0	1	1	0
	負傷者	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0

(四国旅客鉄道(株))

- ・ 駅での踏切安全通行啓発放送や、駅や踏切でチラシ等の配布を行った
- ・ 踏切を安全に通行するための画像をテレビ放送やネット配信で行った

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・ 例年 11 月に実施している、踏切事故防止キャンペーンに合わせて沿線住民及び関係機関(市町村・警察署・自動車学校)との交流を図り、踏切事故防止の知識の普及や理解に努めた

(とさでん交通(株))

- ・ 令和 6 年度は、幼稚園・小学生の車庫見学を 9 回実施し、電車の制動距離、車内の乗降について、また踏切道の横断等について安全啓発を行う。また、高齢者への電車・バスの乗り方教室による安全啓発を実施
- ・ 踏切事故防止キャンペーン期間、踏切場所でのチラシ配布・立て看板設置など啓発活動を実施
- ・ 高齢者や障がい者への基本的な対応研修を全乗務員及び新人運転士フォローアップ研修にて実施

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・ 令和 6 年度の運転事故は、対前年度比で、四国では件数が増加し、死傷者数も増加となったが、高知県では事故件数は減少し、死傷者数も減少となった
- ・ 令和 6 年度の踏切事故は、対前年度比で、四国では件数が減少し、死傷者数も減少となり、高知県では、踏切障害事故が発生しなかった

(四国旅客鉄道(株))

- ・ 今後も駅や踏切での踏切安全通行の啓発を行う

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・ 令和 6 年 11 月 1 日(金)に安芸総合事務所構内にて安田町立安田小学校、安芸自動車学校、四国運輸局に参加していただき、四国旅客鉄道の協力により踏切模擬装置での仕組みや脱出方法、列車への停止合図・手段などの講義訓練を実施。踏切の危険性や事故防止の啓発を図った

(とさでん交通(株))

- ・ 直接電車内にて、電車の特徴を把握することによる、視覚による危険性を認識できたと考える。また、リーフレットの配布による踏切道の危険性の認識が図られたと期待する。
- ・ 国土交通省の接遇研修プログラムを活用することで、基本及び対応方法が身についており、今後も継続して研修を実施し、スキルアップを図る
- ・ 車庫見学について一部の小学校のみ継続的实施していましたが、新たに保育園・幼稚園の園児にも見学をしていただき、公共交通に少しでも興味を持つとともに安全意識の啓発に繋がったと考える

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(1) 保安監査の実施	機関名	運輸局
実績		
(運輸局) ・鉄道事業者に対し定期的に保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について指導するとともに、過去の指導のフォローアップを強化 ・鉄道事業者の安全担当部長等の参加による保安連絡会議を開催		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・安全運行を確保するため、今後とも保安監査等を実施し、鉄道事業者の安全管理体制の充実を図り、施設及び車両の保守、運転取扱い等について適切に指導するとともに、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る必要がある		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(2) 運転士の資質の保持	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・動力車操縦者運転免許試験を適正に実施 ・運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導 ・鉄道事業者からの動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書に基づき、必要に応じて運転士の資質の保持を図るよう鉄道事業者を指導 （四国旅客鉄道（株）） ・運転士の資質の維持・向上に向けた定例訓練及び車両知識・応急処置能力・異常時対応能力等の向上に向けた各種訓練を実施した。また、訓練、点呼、添乗等により、運転士個々の知識・技能の把握に努め、適切な指導・教育を実施 ・安全統括管理者・運転管理者を始め、本社管理部門による現業機関への巡回及び点検を実施し、基本動作・基準作業の実施状況の把握と指導に取り組んだ （土佐くろしお鉄道（株）） ・運転適性検査を定期的に実施して、乗務員の資質管理に努めた ・乗務点呼において、健康状態チェックリストを活用し乗務員の健康状態の把握に努めた ・乗務員の規程等の理解度を把握して個人指導の際の参考とするため、業務研修会で、規程等についての理解度 テスト（安全診断）を実施 ・添乗指導を実施して、乗務員の業務知識、技能の習熟度や知悉度を把握に努めた （とさでん交通（株）） ・全乗務員に適性検査を確実に実施 ・新人教育研修【1ヶ月、3カ月、6カ月、1年、3年、5年】実施（11回開催） ・事故惹起者教育の実施（2回開催） ・運転教官研修に実施（2回開催） ・添乗指導による運転技能の平準化を図るとともに知識の維持向上として定期考査を実施		

成果、課題及び改善点
(運輸局) ・ 運転事故等を未然に防止するため、継続して運転士の資質の保持を図る必要がある (四国旅客鉄道 (株)) ・ 計画通り訓練や教育を実施 ・ 安全統括管理者・運転管理者を始め、本社管理部門による現業機関への巡回及び点検を実施、基本動作・基準作業の実施状況の把握と指導に取り組んだ (土佐くろしお鉄道 (株)) ・ 運転適性検査、乗務点呼での健康状態確認、業務研修会は計画どおり実施。添乗指導については要員不足が継続しており、十分に実施できていない点があるが指導確認が必要な要所では実施するように努める (とさでん交通 (株)) ・ 事故件数が前年比 1 割減となり、確実に成果が出ており、利用者の信頼も厚くなり、安全・安心が提供できたと認識する ・ ベテラン運転士の慣れ防止のための研修及び教育を充実させることが課題 ・ 教育・研修項目による事故件数減少要因を更に分析し、教育・研修を見直しすることが課題 ・ 運転指導教官任命後、また終了後に運転教官研修を実施することで、教育の平準化を図るとともに今後の研修・教育に活かすことができる

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
(運輸局) ・列車事故等を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者への周知を実施 ・運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導 ・国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進（四国旅客鉄道（株）） ・全社的に展開しているヒヤリハット運動及びリスクアセスメントとして、積極的な取組みを推進するとともに水平展開を行い、事故を芽のうちに摘み取る運動を継続 ・他鉄軌道事業者において発生した情報を収集し、社内で展開、他山の石として活用することで、同種トラブルの防止に取り組んだ ・安全に関わる「ルールの成り立ち」や「過去の事故に至る背景等の経験知」を確実に社内で引き継ぐため集合教育を行った (土佐くろしお鉄道（株）) ・ヒヤリハット運動、インシデント情報・保安情報の事例を収集、分析し対策等を社内の安全対策委員会等で協議による情報の共有を図った (とさでん交通（株）) ・毎月開催される合同助役会、運転助役会、また年間2回の乗務員会による会議体において、保安情報を議題とした、ディスカッションによる教育の実施 ・ヒヤリハット対策委員会を毎月開催し、事例を水平展開した		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・列車事故等を未然に防止するため、リスク管理の深度化の促進を図る必要がある (四国旅客鉄道（株）) ・課題等はなく、引き続きヒヤリハット運動及びリスクアセスメントを積極的に取組む ・安全に関わる「ルールの成り立ち」や「過去の事故に至る背景等の経験知」を確実に社内で引き継ぐため集合教育を引き続き行なう (土佐くろしお鉄道（株）) ・ヒヤリハット報告及び対策や他鉄道事業者でのトラブル事象等を収集し、安全対策員会や各職場での定例教育にて水平展開を行い、情報共有と事故未然防止の意識高揚を図った (とさでん交通（株）) ・会議体において、活発な意見交換ができたことや、その取り組みを参考に事故の未然防止に役立つとともにコミュニケーション不足の解消に繋がる ・ヒヤリハット活動の活発化が図られ、全体に安全に対する意識が高まった ・更なる安全意識の醸成を図るべく、工夫した研修・教育が必要		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(4) 気象情報等の充実	機関名	気象台
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
(気象台) ・鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。 - また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象庁ホームページや報道機関等を通じたりリアルタイムでの情報の提供とともに、気象情報等の利用に関する広報や、関係機関への講習会の開催などにより、気象知識の普及等を行った。 (四国旅客鉄道（株）) ・気象に関する連絡会等に積極的に参加した。また、気象台ホームページ等からの情報は社内で共有することにより、一層の安全運行に努めることができた (土佐くろしお鉄道（株）) ・台風・大雨・地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、気象警報・注意報及び津波警報等に関する情報の質的向上と適切及び迅速な伝達に努めた ・気象庁が発信する「緊急地震速報」を受信して運行中の列車等に向けて発報する、「早期地震通報システム」を運用して、大規模地震等にかかる旅客等の安全の確保に努めた (とさでん交通（株）) ・運輸安全マネジメントセミナー受講2名参加し、参加者が講師となり災害等の知識について研修を実施 ・運輸局や気象台による情報収集を図り、気象知識の向上に努めた ・高知気象台による勉強会を実施する		
成果、課題及び改善点		
(気象台) ・課題等なし (四国旅客鉄道（株）) ・今後も災害の激甚化が懸念されるため、気象台ホームページ等からの情報は社内で共有し、一層の安全運行に努める (土佐くろしお鉄道（株）) ・4/17、豊後水道を震源とした地震が発生し（23時14分発生）、震度4以上を観測した宿毛線、中村線全線にわたる線路点検を実施した。各中間駅のホーム上で散乱物等はあったが、軌道上への影響はなかった。地震発生から線路点検等に当たる要員の招集もスムーズに対応出来、各線区に分かれての点検を迅速に行うことが出来た ・8/28 台風10号の影響により、豪雨が見込まれたため、翌日8/29、30日と計画運休を実施した。事前対応に取り組んだことから、線路点検等の計画を立てることができ、計画通りの行程で線路点検を実施した。早めの対応により、鉄道の安全な運行の確保に努めることが出来た (とさでん交通（株）)		

- ・ 気象情報により、会議体において計画運休実施の有無の判断材料に活用でき、台風など急な進路変更も視野に、安全側に対応する意識が根付いた
- ・ 運行情報について、ホームページ、SNS、停留場について多言語による情報提供に努めた
- ・ 気象情報提供の時間帯を更に短時間にすることで、迅速に運行情報を提供した
- ・ 気象台による過去の悪天候の気象事例について勉強会を実施することで知識の向上が図られた

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	機関名	運輸局
実績		
(運輸局) ・国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認 ・輸送障害等の鉄道事業者に対し、列車等の運行状況を的確に把握して、旅客等への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・継続して、大規模な事故等の発生を想定した訓練の充実を図るよう指導する必要あり		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	機関名	運輸局
実績		
(運輸局) ・鉄道事業者等の安全管理体制の構築・改善状況を確認し助言を行う運輸安全マネジメント評価を実施		
成果、課題及び改善点		
(運輸局) ・輸送の安全を確保するため、今後とも運輸安全マネジメント評価を実施し、鉄道事業者の安全管理体制の充実を図り、施設及び車両の保守、運転取扱い等について、適切に指導する必要がある		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(7) 計画運休への取組	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、情報提供した上で列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導 ・情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、計画運休時等における多言語案内体制の強化を指導 （四国旅客鉄道（株）） ・関係機関より気象に関する情報を収集し、列車運行計画を立てた ・計画運休や大きな遅延が発生した場合、ホームページや駅案内板等において、多言語による案内を実施 （土佐くろしお鉄道（株）） ・台風10号の接近に伴い8/28～8/30の3日間計画運休を実施 （とさでん交通（株）） ・台風、大雪等計画運休の有無を判断する気象情報等を収集し、会議体を開催し、計画運休実施の有無を判断 ・令和6年8月30日台風10号接近のため始発より終日計画運休を立てた ・計画運休実施にともない、ホームページ、メディア、SNS、関係各所、停留場などへの情報提供		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・引き続き、気象状況に注意するとともに、計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導 （四国旅客鉄道（株）） ・気象に関する事象は予測が難しい場合もあるが、情報収集に努め、社内で共有していく ・計画運休や大きな遅延が発生した場合、ホームページや駅案内板等において、多言語による案内を引き続き行う （土佐くろしお鉄道（株）） ・列車の計画運休については、気象情報等を参考に早めの対応ができた ・台風の進路や速度が定まらず、結果的に3日間の運休となった （とさでん交通（株）） ・情報の精度が高まり計画運休の有無の判断ができた。また、安全確保の意識が高揚し、安全に計画を立てる方針となる。 ・計画運休の実施する場合や運転再開時に、利用者が適切な行動を選択できるよう、情報提供が十分であったか検証中であるが、訪日外国人への情報提供が不十分である（ホームページ、メディア、SNS、関係各所、停留場などへの情報提供が4か国語での提供ができていない）		

第2部 鉄道交通の安全		
4 鉄道車両の安全性の確保		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・安全性の高い車両を維持するための確実な車両検査の実施、車両保守の推進を図るよう指導（四国旅客鉄道（株）） ・新製車両の導入はなかったが、車両の定期検査の確実な実施と、老朽部品の計画取替を継続して進めることにより、車両の安全確保に努めた（土佐くろしお鉄道（株）） ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画 ⇒定期検査 中村・宿毛線・・・3両（特急車両1両・普通車両2両） ごめん・なはり線・・・2両（普通車両2両） ⇒機器更新 ごめん・なはり線・・・コンプレッサー更新3両 ATS－SS2 送受信機更新5両 （とさでん交通（株）） ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画 ⇒定期検査 12両 ⇒全般検査（ワンマン車12両） ⇒重要部検査（ワンマン車1両） ・機器更新 ⇒補助電源装置更新 2両 ・客席シートの防炎化 3両		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・安全性の高い車両を維持するための確実な車両検査の実施、車両保守の推進を図る必要がある（四国旅客鉄道（株）） ・今後も車両の安全確保に努めていく（土佐くろしお鉄道（株）） ・R6年度の定期検査及び、機器更新については全て計画通り行った（とさでん交通（株）） ・車両の定期検査を実施し安全運行の向上が図れた ・装置の更新により安定した出力を得て、装置の故障が減少し安全運行の維持向上が図れた ・客席シートの防炎化により耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた		

第2部 鉄道交通の安全		
5 救助・救急活動の充実		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株） 県消防政策課 県医療政策課
実績		
（運輸局） ・鉄道の重大事故等の発生に備えて、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅等における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進 （四国旅客鉄道（株）） ・毎年目標を設定し、安全を推進する「安全推進計画」において、お客さま及び従業員の人命を守ることを主目標に掲げ、人命最優先の意識の高揚に努めた ・異常事態発生時、安全・迅速な避難誘導、救助・救急活動を行えるよう、総合事故対策訓練、地震津波発生時の避難誘導訓練、トンネル内列車火災発生時の避難誘導訓練、本四備讃線異常時取扱い訓練等を計画的に実施し、異常時における対応能力の向上を図った （土佐くろしお鉄道（株）） ・警察・消防・病院等との合同訓練や社員を対象とした訓練を実施して、連絡・協力体制の構築及び社員の知悉度の向上に努めた （とさでん交通（株）） ・地震発生を前提とした防災訓練・避難誘導訓練、事故対応訓練、テロ訓練を関係警察署と実施し、お客さま及び運転士の人命を第一に避難誘導方法が円滑に行われたと考えられる - また、訓練後に振り返りによる意見交換会を実施し、次回の訓練に反映したい （県医療政策課） ・実績なし		

成果、課題及び改善点
(運輸局) ・ 鉄道の重大事故等の発生に備えて、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、更なる体制の充実・強化を図る必要がある (四国旅客鉄道 (株)) ・ 予定していた訓練は自治体等のご協力により実施できた ・ お客さま及び従業員の命を守ることを第一に、安全運行に努めていく (土佐くろしお鉄道 (株)) ・ 列車内テロ事件を想定した合同訓練を令和6年5月9日(木)に安芸駅構内にて安芸警察署、安芸消防署と実施。12月10日(火)に中村駅構内にて中村警察署、四万十消防署と実施。初動対応やお客さまの安全確保、負傷者の救護、護身講習等による対応力向上を図り、関係機関との連携体制の構築を図った。 (とさでん交通 (株)) ・ 各種訓練を継続的に実施していることで、円滑な避難誘導が図られており、現場課員の実践訓練参加者も徐々に増加しており訓練の重要性の意識が高まっている ・ 今後、高齢者や幼児等が乗車されている想定 of 訓練を実施し、避難誘導のスキルアップを図りたい (県医療政策課) ・ 課題等なし

第2部 鉄道交通の安全		
6 被害者支援の推進		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・「被害者等支援計画」の理解、策定促進のための「公共交通事故被害者等支援フォーラム」の開催 （四国旅客鉄道（株）） ・必要に応じて、被害者等支援計画に関係するマニュアルの改正を必要により行っているが、昨年度の改正は無かった （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和6年度は計画無し （とさでん交通（株）） ・被害者支援フォーラムへの参加		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・公共交通事業者が策定・公表する「被害者等支援計画」は、全国的に策定・公表が進んでいないので、引き続き関係団体を通じて策定促進を図る ・被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要あり ・被害者等にコンタクトカード（国土交通省公共交通事故被害者等支援室の紹介）を直接お渡しできない場合、医療機関等と連携して配布する必要あり （四国旅客鉄道（株）） ・課題等なし （土佐くろしお鉄道（株）） ・課題等なし （とさでん交通（株）） ・被害者支援計画の変更等があれば直ちに見直し対応する		

第2部 鉄道交通の安全		
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・鉄道事業者で発生した事故等及びインシデント（事故が発生するおそれのある事態）の原因究明と再発防止対策の実施を指導 （四国旅客鉄道（株）） ・国土交通省・運輸局・各鉄軌道事業者等から情報提供のある鉄軌道運転事故等の各種情報を、社内において情報共有し、社内関係箇所への周知を行い同種事故の再発防止に向けた取り組みを展開 ・鉄道事故等の発生時は、社長を委員長とし毎月開催している「安全推進委員会」において、事故原因の究明と対策について検証を行い、同種事故の再発防止に取り組んだ （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和5年6月の列車脱線事故を教訓とした、降雨時を想定した訓練を令和7年1月と2月に実施 （とさでん交通（株）） ・「安全推進会議」による、原因究明と事故対策について協議。また、現場の問題点を把握し、その直接的、間接的要因を解決し、必要な知識、意識の共有する等討議		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・引き続き、鉄道事業者で発生した事故等及びインシデント（事故が発生するおそれのある事態）の原因究明と再発防止対策の実施を指導する必要あり （四国旅客鉄道（株）） ・引き続き同種事故の再発防止に取り組む （土佐くろしお鉄道（株）） ・降雨時の運転規制や運転取り扱いについて、社員への周知徹底を図ることができた ・次年度も引き続き実施する予定 （とさでん交通（株）） ・基礎知識の理解、他社事例を参考にするなど効果のある事故防止対策が可能となるとともに、管理監督者の安全優先の価値観を明確化ができた		

第 3 部

踏切道における交通の安全

第3部 踏切道における交通の安全		
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・道路管理者と調整等を図り、歩道が設置されていない踏切道への歩道の新設等、歩行者及び通行者等の安全確保を図るよう指導 ・新設道路は立体交差とし、道路拡幅計画では鉄道側と道路側で事前に調整を図るよう指導（四国旅客鉄道（株）） ・踏切障害事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し立体交差化・構造改良等を継続して実施 ・計画どおり実績は無かった。 ⇒踏切道の構造改良・・・・・・・・・・2024 年度：高知県内の実施は0箇所 ⇒踏切道の立体交差化・統廃合・・・・2024 年度：高知県内の実施は0箇所 （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和6年度は実績無し （とさでん交通（株）） ・実績なし		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・道路管理者と調整等を図り、歩道が設置されていない踏切道への歩道の新設等、歩行者及び通行者等の安全を図る必要がある ・新設道路は立体交差とし、道路拡幅計画では鉄道側と道路側で事前に調整を図るよう指導する必要がある （四国旅客鉄道（株）） ・課題等なし （土佐くろしお鉄道（株）） ・課題等なし （とさでん交通（株）） ・課題等なし		

第3部 踏切道における交通の安全		
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・踏切遮断機の新設、既設踏切保安設備の改良を促進するよう指導 （四国旅客鉄道（株）） ・高知県内の実施はなかった （土佐くろしお鉄道（株）） ・通行車両等が踏切道内にて脱輪等の理由で列車の運行に支障が発生した場合、特殊信号発光器を点滅させることにより列車に対して異常を知らせ、通行車両と列車の触車事故を未然に回避する等、踏切道の安全性を向上させるため、踏切に支障報知装置を新設 ⇒中村線 1箇所 万行踏切道 （とさでん交通（株）） ・実績なし		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・踏切遮断機が整備されていない踏切道は、踏切遮断機が整備された踏切道と比較して事故発生率が高いことから、着実に踏切遮断機の整備を行う必要あり ・自動車交通量の多い踏切道は、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案し、踏切支障報知装置（非常押しボタン、障害物検知装置）の設置、全方位型赤色せん光灯の整備等、より事故防止の効果の高い踏切保安設備の整備を進める必要がある （四国旅客鉄道（株）） ・課題等なし （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和6年度年度の工事計画は予定通り完工し、鉄道施設における踏切道の安全性の向上が図れた （とさでん交通（株）） ・課題等なし		

第3部 踏切道における交通の安全		
3 踏切道の統廃合の促進		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・道路管理者との調整等を図り、踏切道の構造の改良等の事業の実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況や迂回道路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進 （四国旅客鉄道（株）） ・踏切事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し3・4種踏切の廃止もしくは1種化の検討について引き続き推進していくが、高知県内の実施は無かった （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和6年度当初は計画無しであったが、地元住民の方々との協議の結果、現在は踏切利用者もおらず、踏切保安設備等もない踏切のため、協議の結果、廃止に向けての同意が得られ、踏切道廃止の申請を行った （とさでん交通（株）） ・後免線4種踏切道の統廃合に向け南国市と継続協議中		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況や迂回道路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する必要あり （四国旅客鉄道（株）） ・課題等なし （土佐くろしお鉄道（株）） ・中村線 若井駅～荷稻駅間 宗田踏切道 ⇒R6年11月1日付で踏切の撤去・廃止 （とさでん交通（株）） ・後免線4種踏切道の統廃合（少数の利用者がいるため現状では困難）に向け継続的に南国市と協議実施		

第3部 踏切道における交通の安全		
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		
	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
（運輸局） ・鉄道事業者との合同の踏切事故防止キャンペーン（11月1日～10日）を実施し、踏切道内でもりこになった自動車の脱出方法、踏切支障報知装置（押ボタン）の操作等を周知するとともに、踏切道通行者にチラシを配布し安全通行の啓発活動を実施 （四国旅客鉄道（株）） ・ドライバー及び歩行者のマナー、モラルの向上を目指した踏切事故防止キャンペーン等に加え、踏切事故防止CMの放映をテレビやネット配信で適宜実施 ・踏切認知度向上を目的とした踏切内ペイント舗装の継続した実施 ⇒2024年度：高知県内の実施は無かった ・落輪復旧スロープの継続した設置 ⇒2024年度：高知県内の実施は無かった ・踏切ブロックのカラー化を踏切改良時に合わせ実施 ⇒2024年度：高知県内の実施は無かった （土佐くろしお鉄道（株）） ・踏切事故防止キャンペーン（例年11月1日～10日） 学校・沿線住民・運送事業者を対象に、列車防護訓練・踏切脱出訓練等を行い、鉄道の安全に関する知識の浸透を図った （とさでん交通（株）） ・高知広域都市計画事業「篠原土地区画整理事業」に伴い篠原東1踏切の改良（4種から1種格上げ）について法指定申請（令和7年1月15日法指定）		
成果、課題及び改善点		
（運輸局） ・令和6年度、これまでの各鉄軌道事業者等の取組みの成果もあり、高知県内では踏切障害事故が発生しなかった。 ・今年度も引き続き踏切事故「ゼロ」を目指して、踏切事故防止キャンペーン等を通じ、踏切道の安全通行の啓発活動を実施する必要がある （四国旅客鉄道（株）） ・ドライバー及び歩行者のマナー、モラルの向上を目指した踏切事故防止キャンペーン等の啓発活動は引き続き実施していく （土佐くろしお鉄道（株）） ・令和6年11月1日（金）に安芸総合事務所構内にて安田町立安田小学校、安芸自動車学校、四国運輸局に参加していただき、四国旅客鉄道の協力により踏切模擬装置での仕組み構造や脱出方法、列車への停止合図手段などの訓練を実施。第一伊尾木踏切では通行者等への踏切事故防止に関するチラシ配布による啓発活動を実施 （とさでん交通（株）） ・上記について、令和7年度工事施工予定		